



三沢市
第4期障害福祉計画
(素案)



平成27年3月
三沢市

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 法令等の根拠及び計画の位置づけ | 1 |
| 2 計画の期間 | 1 |
| 3 計画の策定体制 | 2 |
| (1) 三沢市障害者計画及び三沢市障害福祉計画策定委員会 | 2 |
| (2) 行政内部の連携体制 | 2 |
| 4 基本目標 | 3 |
| 第2章 障害者の現状 | 5 |
| 1 三沢市の概況 | 5 |
| (1) 本市の人口の推移 | 5 |
| (2) 世帯の推移 | 7 |
| (3) 産業構造 | 7 |
| 2 障害者数 | 8 |
| (1) 障害者数の推移 | 8 |
| (2) 身体障害者数 | 9 |
| (3) 知的障害者数 | 10 |
| (4) 精神障害者数 | 10 |
| (5) 難病患者の状況 | 11 |
| 3 地域資源 | 12 |
| (1) サービス提供事業者 | 12 |
| 4 アンケート調査 | 13 |
| (1) 調査の概要 | 13 |
| (2) 調査結果の抜粋 | 14 |
| (3) 調査結果のまとめ | 32 |
| 第3章 成果目標に関する事項 | 35 |
| 1 福祉施設入所者の地域生活移行の目標 | 35 |
| 2 福祉施設から一般就労への移行の目標 | 36 |
| (1) 福祉施設から一般就労への移行 | 36 |
| (2) 就労移行支援事業利用者及び就労移行支援事業者 | 37 |
| 3 地域生活支援拠点の整備 | 38 |
| 4 精神科病院から地域生活への移行促進 | 38 |

| | |
|---------------------------|----|
| 第4章 サービス事業量の見込み | 39 |
| 1 自立支援給付の事業量の見込みにおける考え方 | 39 |
| (1) 訪問系サービス | 39 |
| (2) 日中活動系サービス | 41 |
| (3) 居住系サービス | 43 |
| (4) 相談支援 | 44 |
| 2 地域生活支援事業の事業量の見込みにおける考え方 | 45 |
| 3 障害児支援（児童福祉法関連） | 50 |
| 第5章 円滑な推進に向けた方策 | 53 |
| 1 適正な障害支援区分認定の実施 | 53 |
| 2 人材の育成・確保およびサービスの質の向上 | 53 |
| 3 実施状況の点検と進行管理 | 54 |

● 第 1 章 ●

計画の概要

第1章 計画の概要

1 法令等の根拠及び計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として策定するものであり、計画の最終年度として平成29年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量について示したものです。

2 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間としています。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画期間

| 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------------|------------------|-------------|--------------|--------|--------|--------------|-------------|--------|
| | 三沢市総合振興計画 後期基本計画 | | | | | | | |
| | | 三沢市第2期障害者計画 | | | | | | |
| | | | | | | | 三沢市第3期障害者計画 | |
| 三沢市第3期障害福祉計画 | | | | | | | | |
| | | 見直し | 三沢市第4期障害福祉計画 | | | | | |
| | | | | | 見直し | 三沢市第5期障害福祉計画 | | |

3 計画の策定体制

(1) 三沢市障害者計画及び三沢市障害福祉計画策定委員会

この計画の策定に当たっては、関係団体の代表者、関係行政機関の職員及び有識者等の代表者からなる「三沢市障害者計画及び三沢市障害福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行っています。

(2) 行政内部の連携体制

本計画の策定は、障害者福祉に係わる家庭福祉課を主管課とし、庁内関係部局の各担当部門と連携を図り、検討・調整を行っています。

4 基本目標

本計画においては、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

1 自己選択・自己決定ができる環境づくり

障害の種別や程度に関わらず、障害者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていただける環境づくりを進めます。

2 多面的なサービスの提供

社会福祉法人、医療法人、企業・組合、ボランティア、個人など、地域の社会福祉を最大限に活用しながら、多面的なサービスを提供します。

3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

● 第2章 ●

障害者の現状

第2章 障害者の現状

1 三沢市の概況

(1) 本市の人口の推移

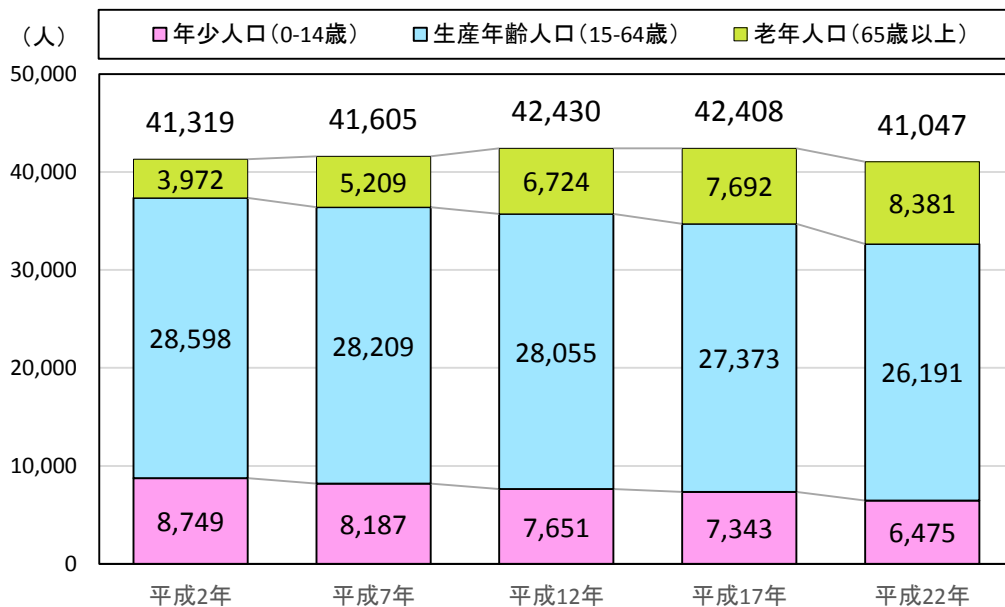
本市の人口を国勢調査でみると、平成17年までは、増加傾向で推移していましたが、平成17年をピークに減少に転じ、平成22年には、41,047人となっています。

年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が年々減少しているものの、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

また、年齢3区分の人口構成では、15歳未満の年少人口割合の減少と65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）の増加が顕著であり、平成22年10月現在では、年少人口割合15.8%、高齢者人口割合（高齢化率）20.4%となっています。

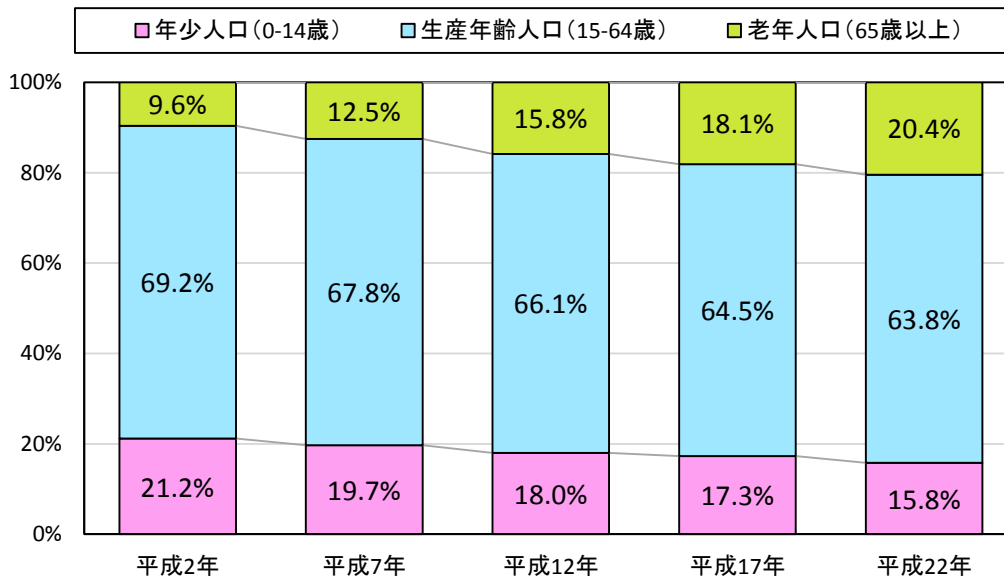
平成22年10月現在の人口構成をみると、64歳以下の年齢階層に人口が多く、今後の高齢者数の急激な増加が見込まれます。

■ 年齢3区分別人口推移



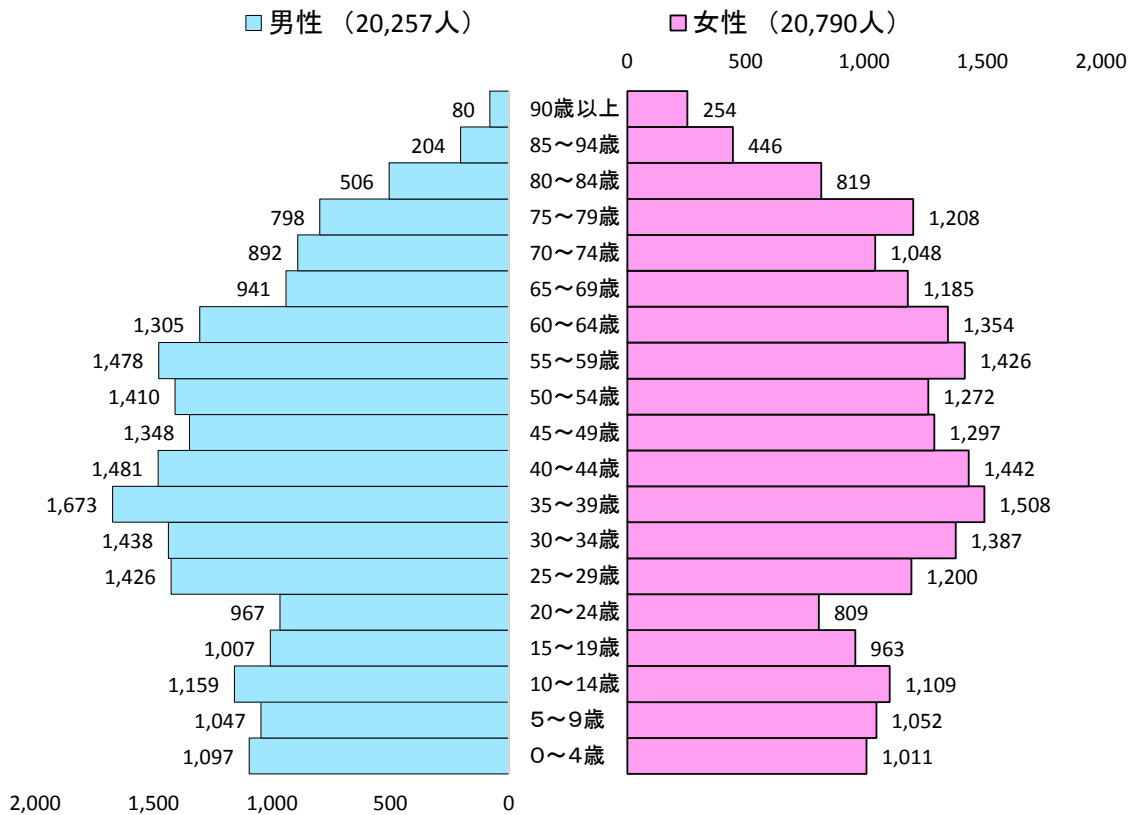
資料：国勢調査（各年10月1日）年齢不詳を除く

■ 年齢3区分別人口割合推移



資料：国勢調査（各年10月1日）年齢不詳を除く

■ 人口構成

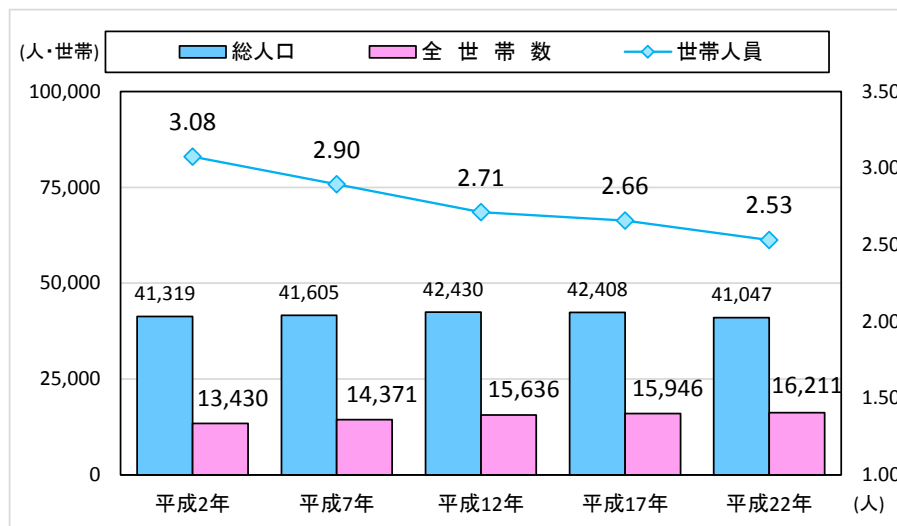


資料：国勢調査（H22年10月1日）年齢不詳を除く

(2) 世帯の推移

世帯数は増加傾向で推移し、平成22年10月現在で16,211世帯となっていますが、1世帯あたりの人員は減少し続けており、ひとり暮らし世帯の増加など、核家族化の進行がうかがえます。

■ 世帯数

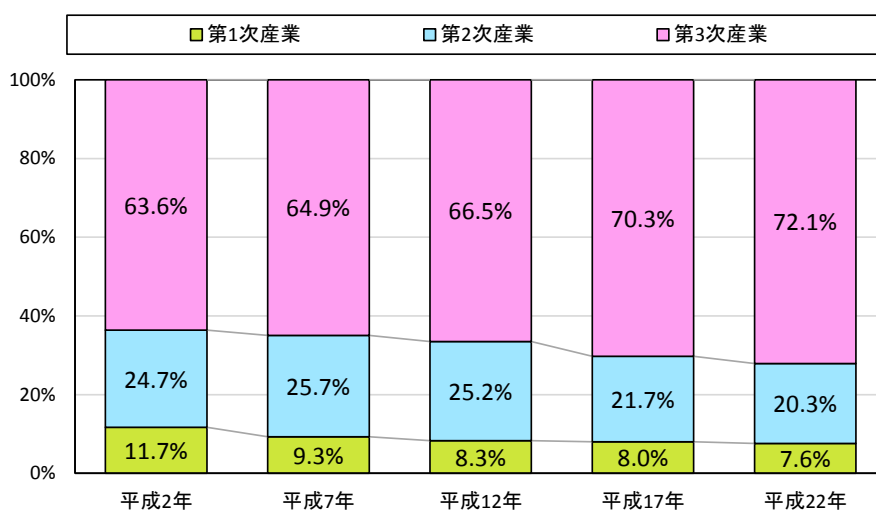


資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 産業構造

国勢調査による産業構造は、第1次産業、第2次産業は減少傾向で推移し、第3次産業は、年々増加傾向で推移しています。

■ 産業構造



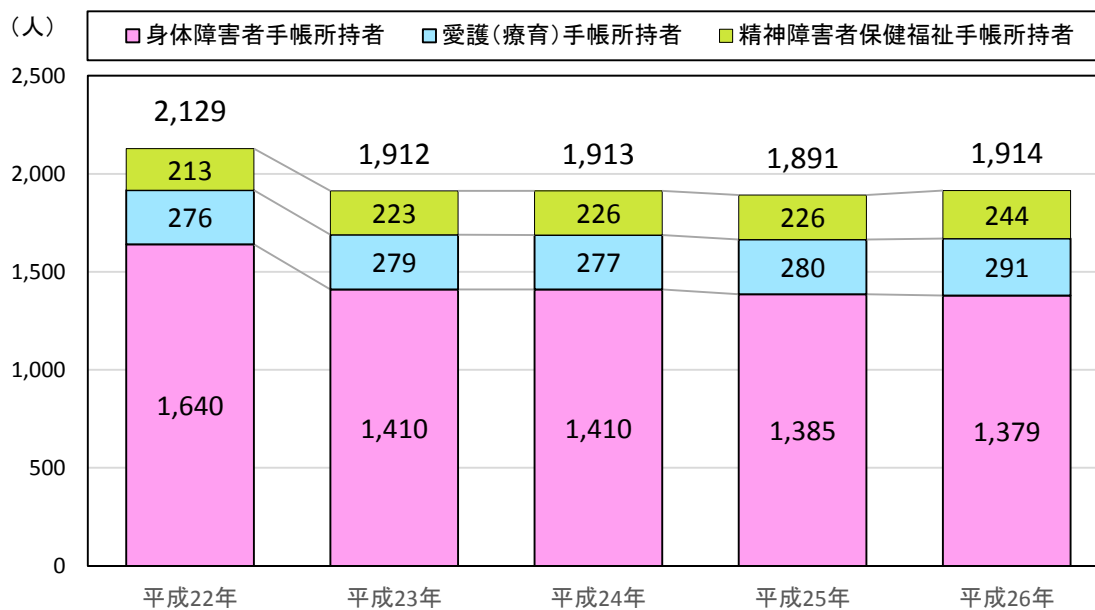
資料：国勢調査（各年10月1日）

2 障害者数

(1) 障害者数の推移

障害者手帳所持者数[障害者数]をみると、平成23年以降、横ばい傾向で推移し、平成26年の障害者数については、1,914人となっています。

■ 障害者数の推移



資料：家庭福祉課（各年3月31日）

(2) 身体障害者数

平成 26 年における身体障害者手帳所持者数は、1 級の重度障害者が 520 人と全体の約 4 割を占めています。また、障害種別では、肢体不自由が最も多く、794 人となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

| 等級 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 級 | 569 | 524 | 534 | 531 | 520 |
| 2 級 | 314 | 263 | 244 | 219 | 226 |
| 3 級 | 245 | 197 | 207 | 210 | 217 |
| 4 級 | 327 | 284 | 281 | 286 | 284 |
| 5 級 | 101 | 80 | 83 | 80 | 74 |
| 6 級 | 84 | 62 | 61 | 59 | 58 |
| 計 | 1,640 | 1,410 | 1,410 | 1,385 | 1,379 |

資料：家庭福祉課（各年 3 月 31 日）

■ 障害別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

| 障害名 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 視覚障害 | 116 | 92 | 91 | 95 | 92 |
| 聴覚障害 | 92 | 80 | 87 | 97 | 96 |
| 平衡機能障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 音声言語機能障害 | 13 | 6 | 8 | 10 | 11 |
| 肢体不自由 | 957 | 829 | 815 | 793 | 794 |
| 心臓機能障害 | 309 | 273 | 270 | 252 | 264 |
| じん臓機能障害 | 55 | 59 | 67 | 65 | 55 |
| 呼吸器機能障害 | 35 | 22 | 23 | 22 | 18 |
| 膀胱直腸機能障害 | 61 | 47 | 47 | 51 | 49 |
| 小腸機能障害 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 免疫機能障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 1,640 | 1,410 | 1,410 | 1,385 | 1,379 |

資料：家庭福祉課（各年 3 月 31 日）

(3) 知的障害者数

平成26年における愛護（療育）手帳所持者は、A（重度）が121人、B（中軽度）が170人となっています。

■愛護（療育）手帳所持者数

（単位：人）

| 年齢層 | 程度区分 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満 | A（重度） | 24 | 23 | 25 | 22 | 15 |
| | B（中軽度） | 51 | 48 | 45 | 50 | 48 |
| | 計 | 75 | 71 | 70 | 72 | 63 |
| 18歳以上 | A（重度） | 97 | 97 | 97 | 94 | 106 |
| | B（中軽度） | 104 | 111 | 110 | 114 | 122 |
| | 計 | 201 | 208 | 207 | 208 | 228 |
| 計 | A（重度） | 121 | 120 | 122 | 116 | 121 |
| | B（中軽度） | 155 | 159 | 155 | 164 | 170 |
| | 計 | 276 | 279 | 277 | 280 | 291 |

資料：家庭福祉課（各年3月31日）

(4) 精神障害者数

平成26年における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1級が118人、2級が107人、3級が19人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

（単位：人）

| 等級 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 102 | 108 | 113 | 113 | 118 |
| 2級 | 96 | 96 | 91 | 95 | 107 |
| 3級 | 15 | 19 | 22 | 18 | 19 |
| 計 | 213 | 223 | 226 | 226 | 244 |

資料：家庭福祉課（各年3月31日）

(5) 難病患者の状況

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

平成 24 年度における三沢市の特定疾患医療受給者数は、247 人、小児慢性特定疾患医療受給者数は、48 人となっています。

3 地域資源

(1) サービス提供事業者

本市に設置されているサービス提供事業者は 23 事業所あります。

■ サービス提供事業者

| 事業所名 | 障害福祉サービスの種類 |
|-------------------------------------|-----------------------|
| 障がい者ヘルパーステーションぴあ三沢 | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護 |
| ニチイケアセンター三沢 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護 |
| ホームヘルパーステーション青空 | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護 |
| ひばり苑ホームヘルプサービス | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護 |
| ハナハナ | 生活介護 |
| おおぞら | 共同生活援助 |
| 木崎野の家 | 共同生活援助 |
| クオーレ深谷 | 共同生活援助 |
| ひこうき雲 | 共同生活援助 |
| ひこうき雲Ⅱ | 共同生活援助 |
| にっこりクラブ | 自立訓練(生活訓練) |
| 障害者就労トライアルセンターボイス | 就労移行支援(一般型)、就労継続支援B型 |
| パン工房ありす | 就労移行支援(一般型) |
| ありすブレッドスタジオ | 就労継続支援B型 |
| 就労継続支援B型事業所 ワークランドつばさ | 就労継続支援B型 |
| ソーシャルファームオハナ | 就労継続支援B型 |
| 心のとも作業所 | 就労継続支援B型 |
| 合同会社咲花一葉 | 就労継続支援A・B型 |
| サポートセンターオハナ | 計画相談支援、障害児相談支援 |
| 療育・障害者相談センターボイス | 計画相談支援、障害児相談支援 |
| 大町児童デイサービスセンターひかり／ 三沢発達支援センターひかり | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| わがんせ | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| チャレンジドキッズスペースオハナ | 児童発達支援、放課後等デイサービス |

4 アンケート調査

(1) 調査の概要

① 調査の目的

平成24年3月に策定した「三沢市第3期障害福祉計画」を見直し、新たな「三沢市第4期障害福祉計画」を策定するにあたり、障害者の日常生活の状況、サービスの利用状況、障害福祉施策に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するために実施しています。

② 調査の対象

調査対象については、平成26年9月1日現在、三沢市に住む住民とし、詳細については以下のとおりです。

| 調査対象 | サンプル数 |
|---------------------------------------------|---------|
| 障害者（障害者手帳所持者） 【身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳】 | 1,000人※ |

※サンプルについては、対象者の中から、年齢、男女、居住地区等の構成比を考慮した上で、層化無作為抽出法により抽出しました。

③ 調査方法及び実施時期

調査方法：郵送配布、郵送回収

実施時期：平成26年9月～10月

④ 配布回収結果

| 調査対象 | 配布数 | 回収数 【回収率】 | 無効回答 (※) | 有効回答 【有効回答率】 |
|------|--------|-----------------|-------------|-----------------|
| 障害者 | 1,000件 | 512件 【51.2%】 | 0件 | 512件 【51.2%】 |

※無効回答については、白紙またはそれに準ずるもの。

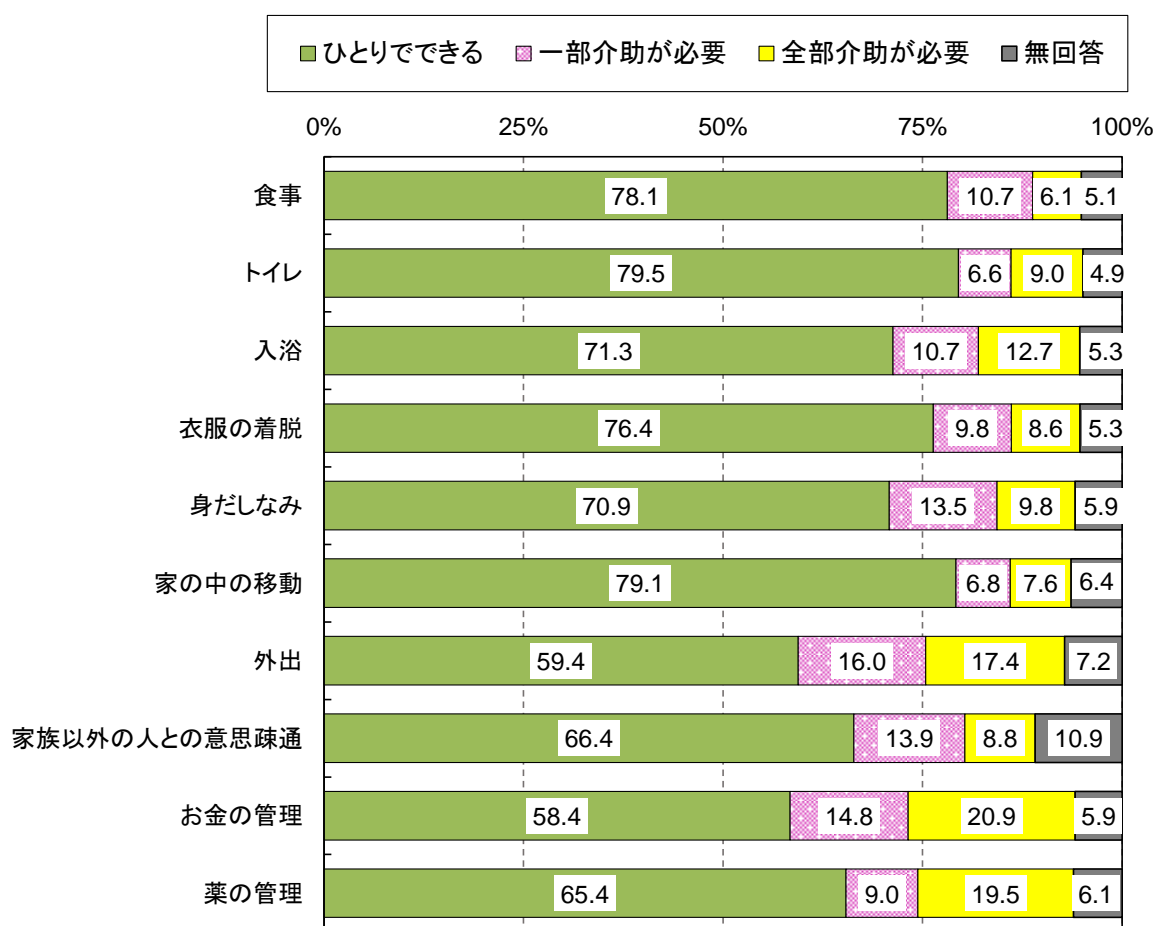
(2) 調査結果の抜粋

① 日常生活動作

日常生活について尋ねると、「ひとりでできる」という回答割合が最も多かったのは、「トイレ」で 79.5%となっており、以下「家の中の移動」(79.1%)、「食事」(78.1%)、「衣服の着脱」(76.4%)、「入浴」(71.3%)、「身だしなみ」(70.9%) が7割を超えています。

また、「全部介助が必要」の割合が比較的高かったのは「お金の管理」(20.9%)、「薬の管理」(19.5%)、「外出」(17.4%) となっています。

■ 日常生活動作



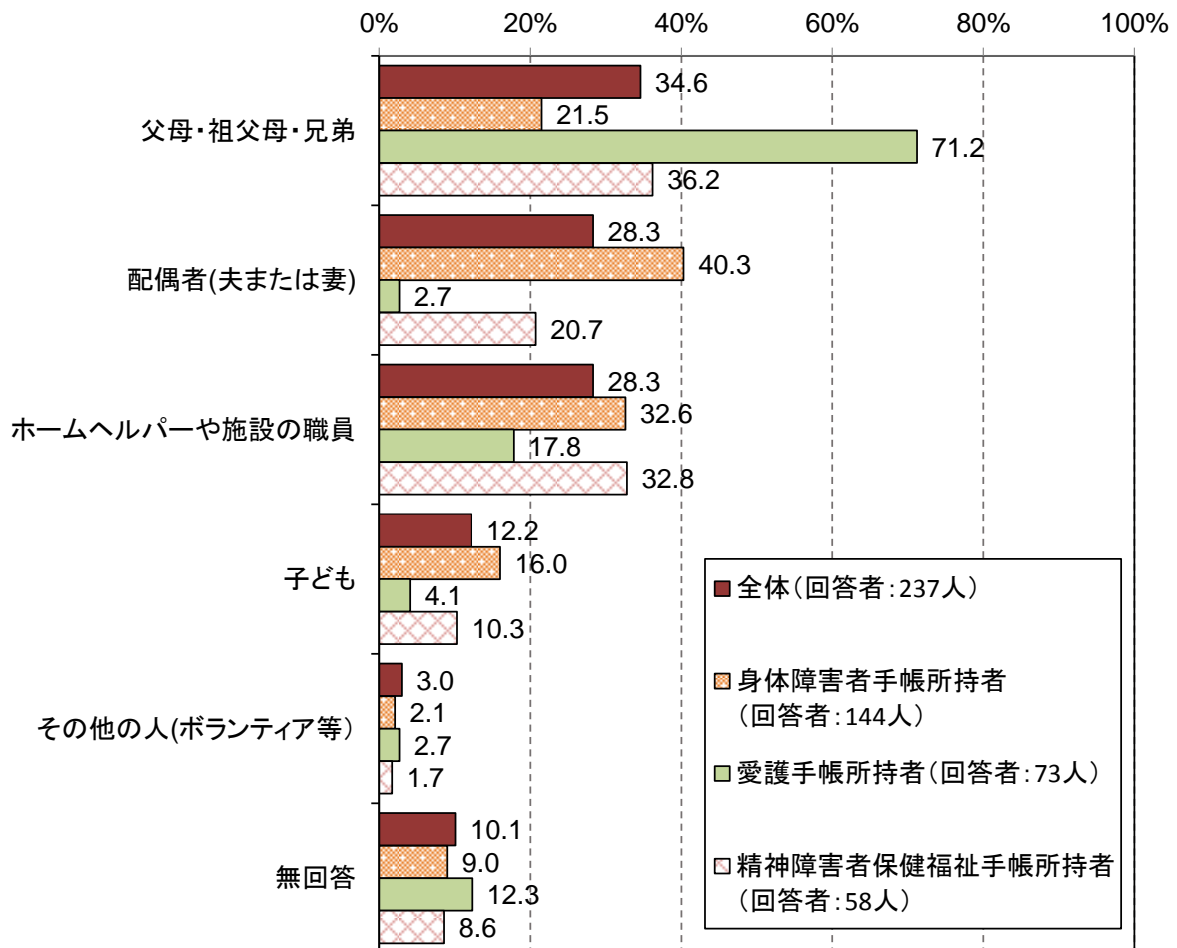
(回答者:512人)

②主な介助者

「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と回答した 237 人に主な介助者を尋ねると、全体では「**父母・祖父母・兄弟**」が 34.6%で最も多く、次いで「**配偶者(夫または妻)**」、「**ホームヘルパーや施設の職員**」(それぞれ 28.3%)、「**子ども**」(12.2%)の順となっています。

障害別にみると、身体障害者手帳所持者については「**配偶者(夫または妻)**」、愛護手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者については「**父母・祖父母・兄弟**」が最も多くなっています。

■主な介助者

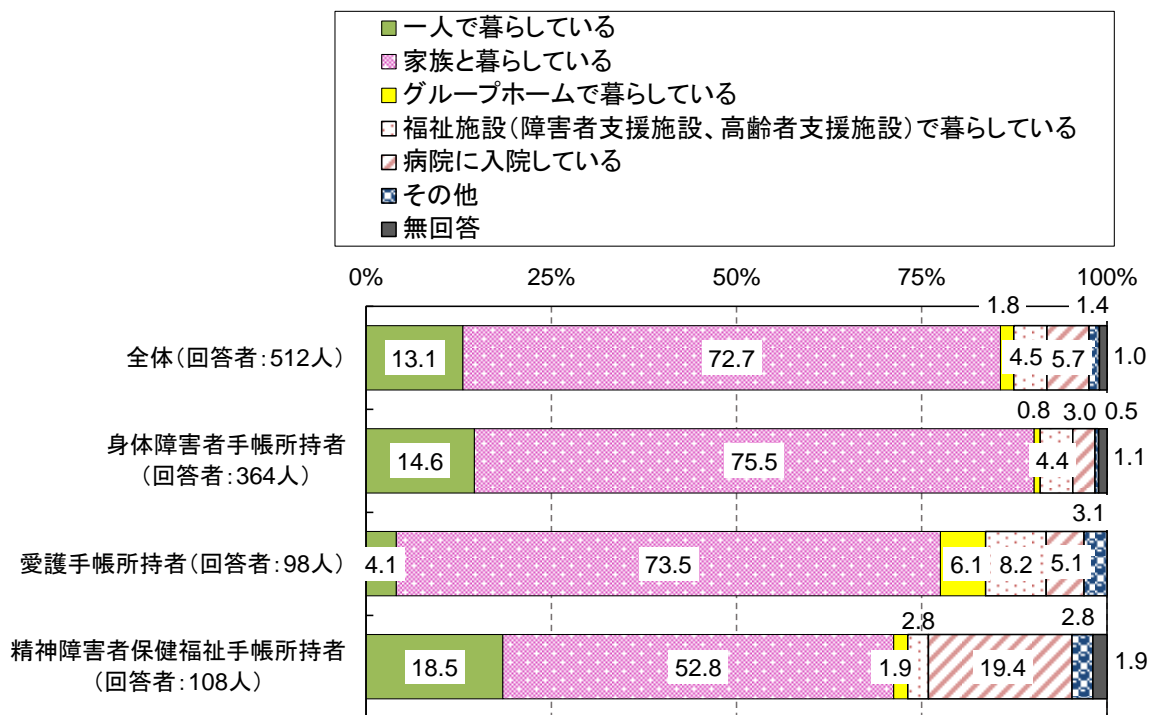


③現在の住まい

現在暮らしている場所については、全体では「家族と暮らしている」が72.7%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」が13.1%が続いています。

障害別にみると、どの手帳所持者も「家族と暮らしている」が半数以上で最も多かったですが、2番目に多い回答は、身体障害者手帳所持者では「一人で暮らしている」、愛護手帳所持者では「グループホームで暮らしている」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院に入院している」と障害の種類によって違いがみられます。

■現在暮らしている場所について（〇は1つ）

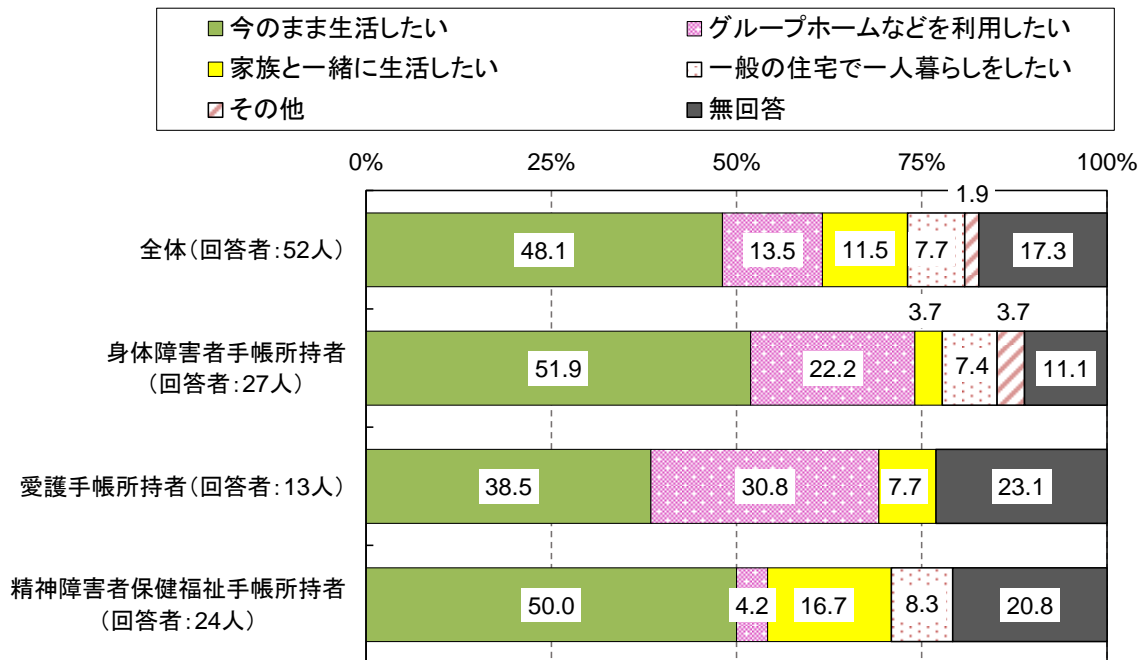


④将来の住まい

「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」、または「病院に入院している」と回答した52人に、将来地域で暮らしたいか尋ねたところ、全体では48.1%が「今のまま生活したい」で最も多く、次いで「グループホームなどを利用したい」が13.5%で続いています。

障害別にみると、どの手帳所持者も「今のまま生活したい」が3割以上で最も多かったですが、2番目に多い回答は、身体障害者手帳所持者と愛護手帳所持者では「グループホーム」であるのに対し、精神障害者保健福祉手帳所持者では「家族と一緒に生活したい」となっています。

■将来の住まいについて

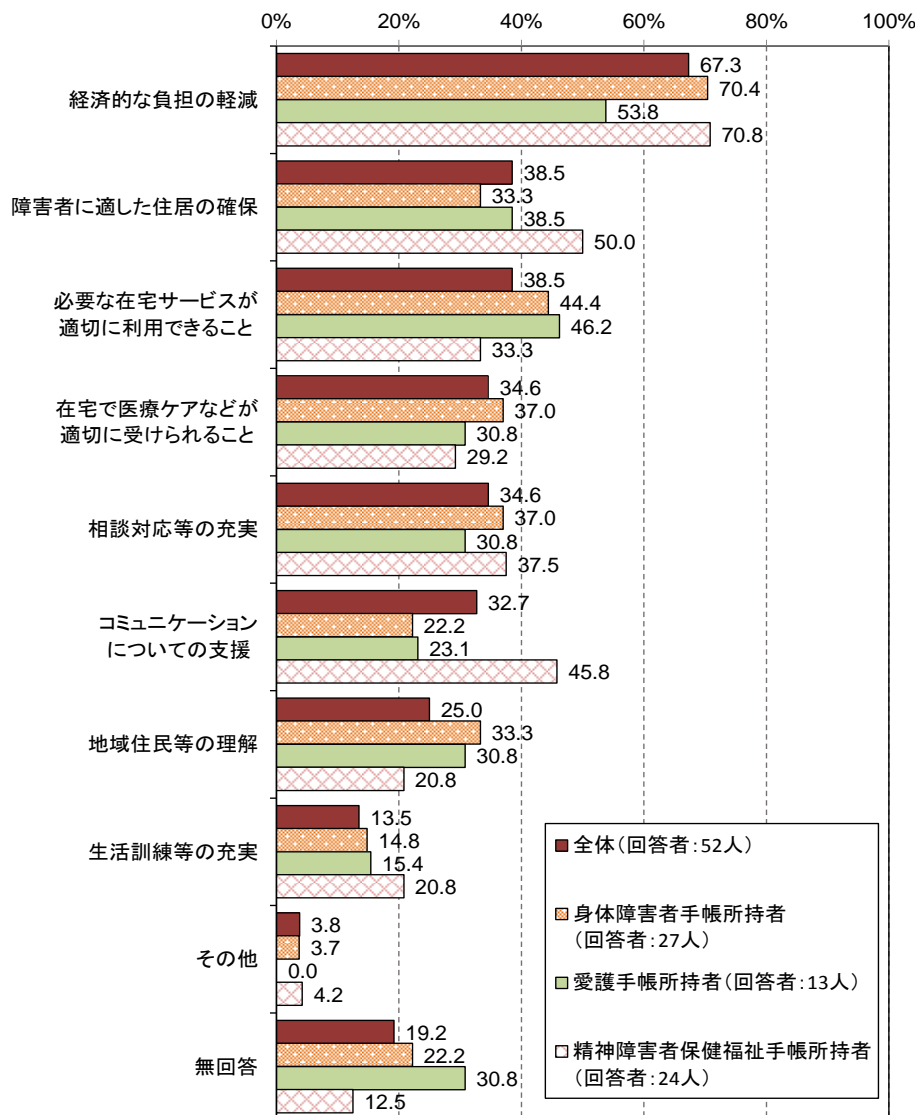


⑤地域で生活するための支援について

「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」、または「病院に入院している」と回答した52人に、地域で生活するためにどのような支援があればよいか尋ねると、全体では「経済的な負担の軽減」が67.3%で最も多く、次いで「障害者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（それぞれ38.5%）、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、「相談対応等の充実」（それぞれ34.6%）と続いています。

障害別にみると、どの手帳所持者も全体とほぼ同じ傾向ですが、精神障害者保健福祉手帳所持者では「コミュニケーションについての支援」が他の手帳所持者よりも高めとなっています。

■地域で生活するための支援について



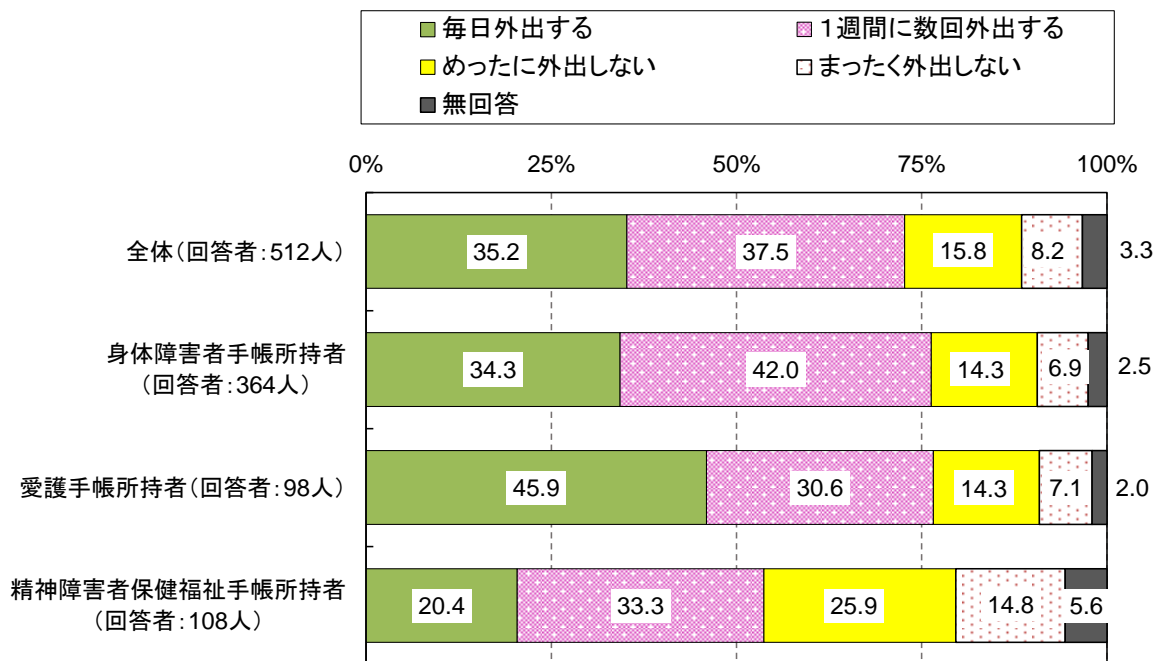
⑥外出の頻度

外出の頻度については、全体では「1週間に数回外出する」が37.5%で最も多く、以下「毎日外出する」(35.2%)、「めったに外出しない」(15.8%)となっています。

なお、8.2%は「まったく外出しない」と回答しています。

障害別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については「1週間に数回外出する」が最も多いが、愛護手帳所持者については半数近くが「毎日外出する」と回答しています。

■外出の頻度

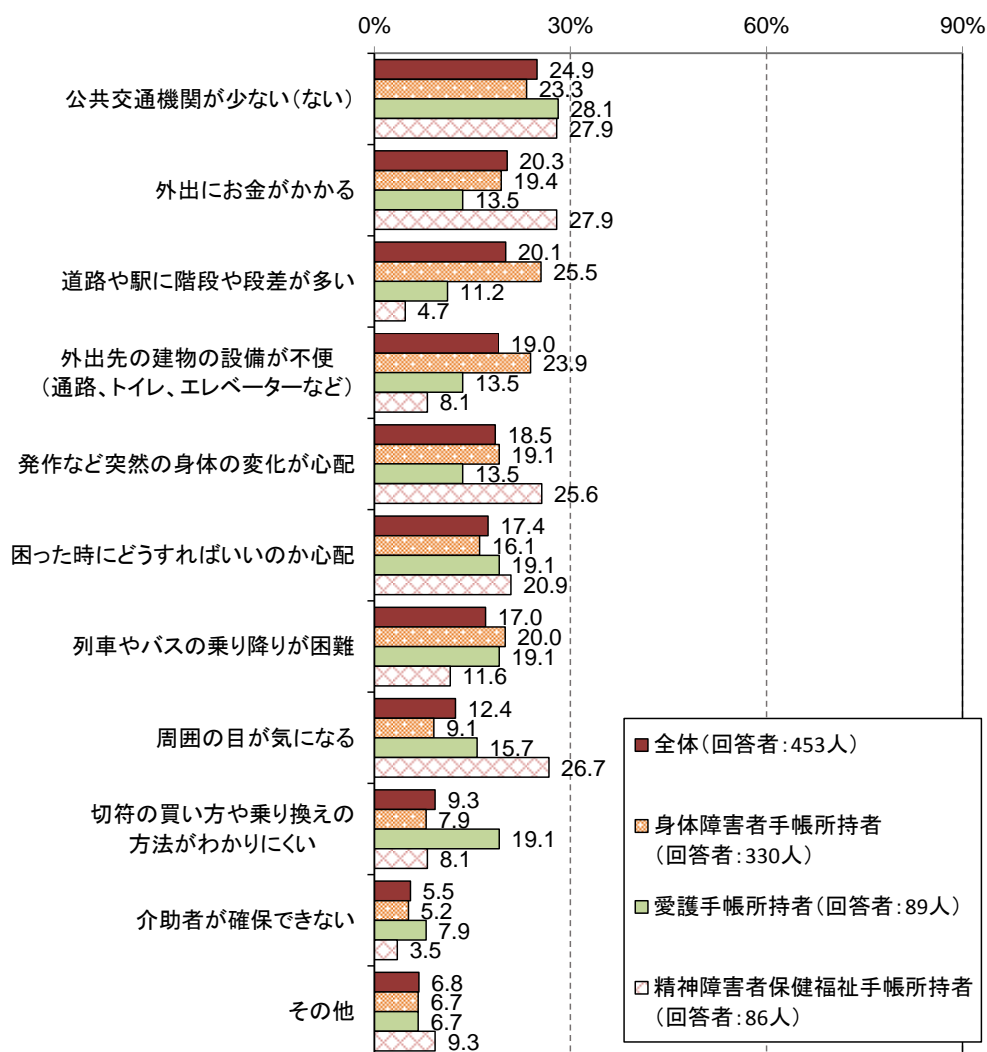


⑦外出時に困ること

「全く外出しない」以外を回答した 453 人に外出時に困ることを尋ねたところ、全体では「公共交通機関が少ない(ない)」が 24.9%で最も多く、以下「外出にお金がかかる」(20.3%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(20.1%)、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」(19.0%)などと続いています。

障害別にみると、愛護手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多くなっていますが、2番目に多い回答をみると、愛護手帳所持者では「困った時にどうすればいいのか心配」、「列車やバスの乗り降りが困難」、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「周囲の目が気になる」となっています。

■外出時に困ること

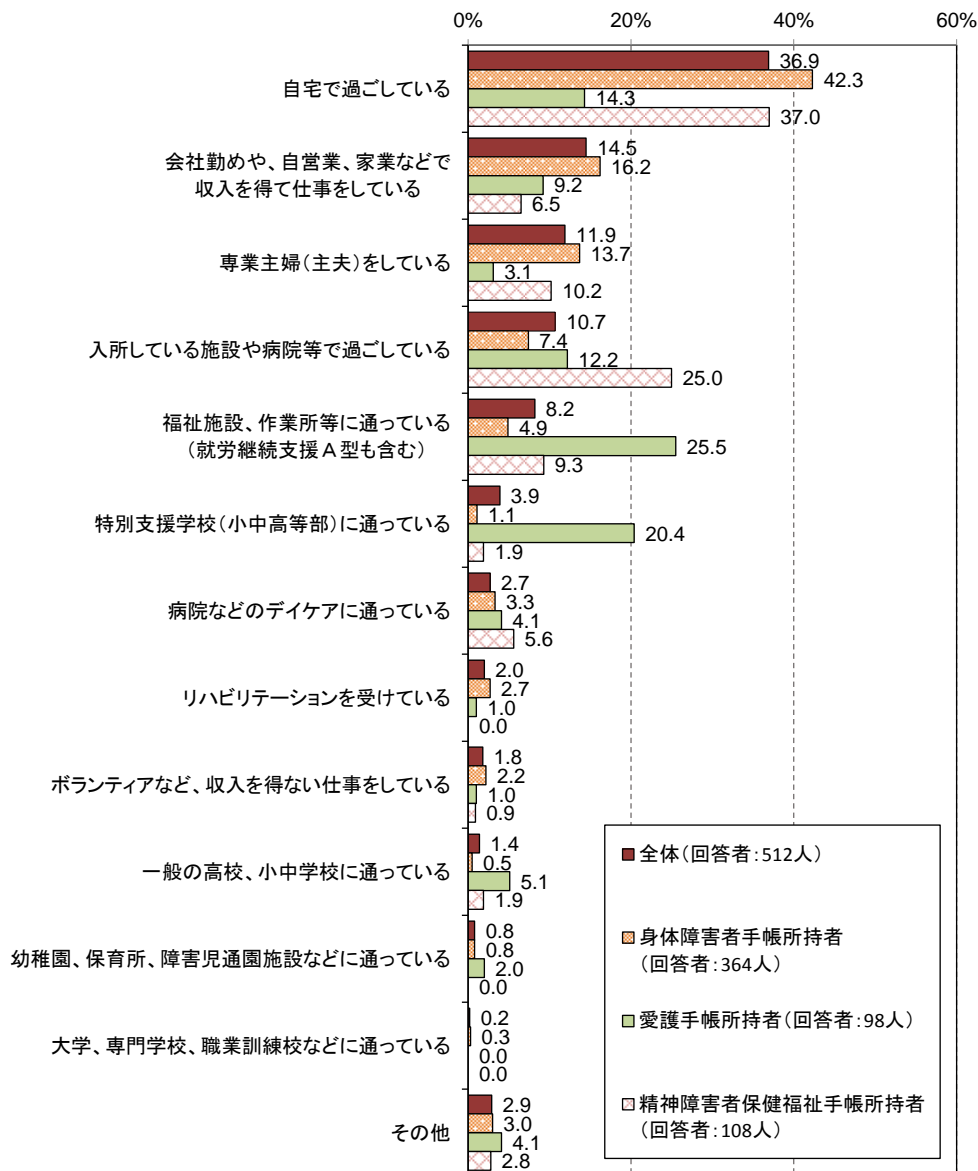


⑧ 平日の日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方については、全体では「自宅で過ごしている」が36.9%と最も多く、以下「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」(14.5%)、「専業主婦(主夫)をしている」(11.9%)などと続いています。

障害別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については、「自宅で過ごしている」、愛護手帳所持者については、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」、「特別支援学校(小中高等部)に通っている」が多くなっています。

■ 平日の日中の過ごし方

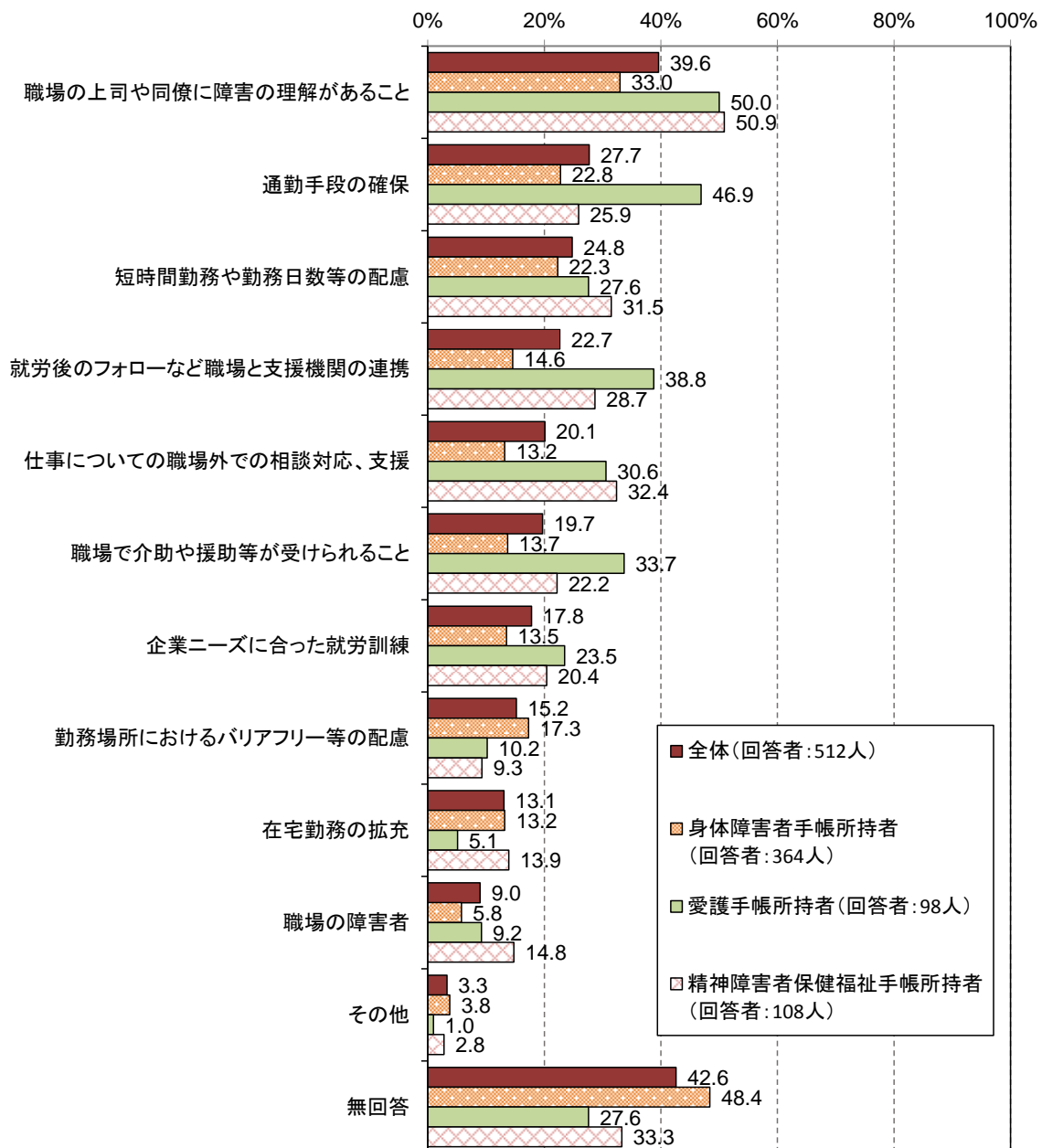


⑨障害のある人が働くための支援

障害者の就労支援として必要なことについては、全体では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が39.6%で最も多く、以下「通勤手段の確保」(27.7%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(24.8%)などとなっています。

障害別にみると、どの手帳所持者についても「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く、愛護手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については半数を占めています。

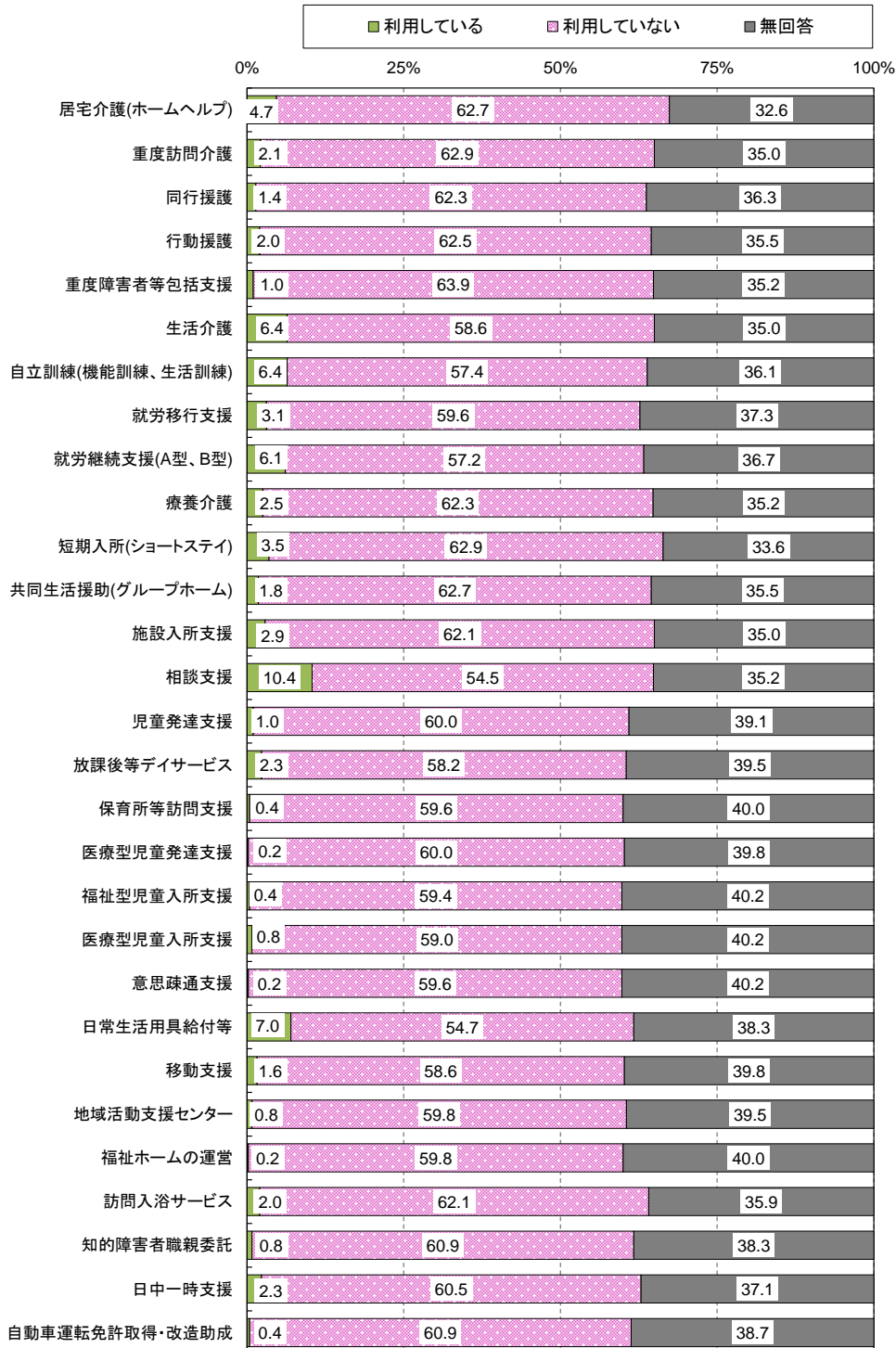
■障害のある人が働くための支援



⑩現在利用しているサービス

現在利用しているサービスは、「相談支援」が10.4%で最も多く、以下「日常生活用具給付等」(7.0%)、「生活介護」、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(それぞれ6.4%)などと続いています。

■現在利用しているサービス

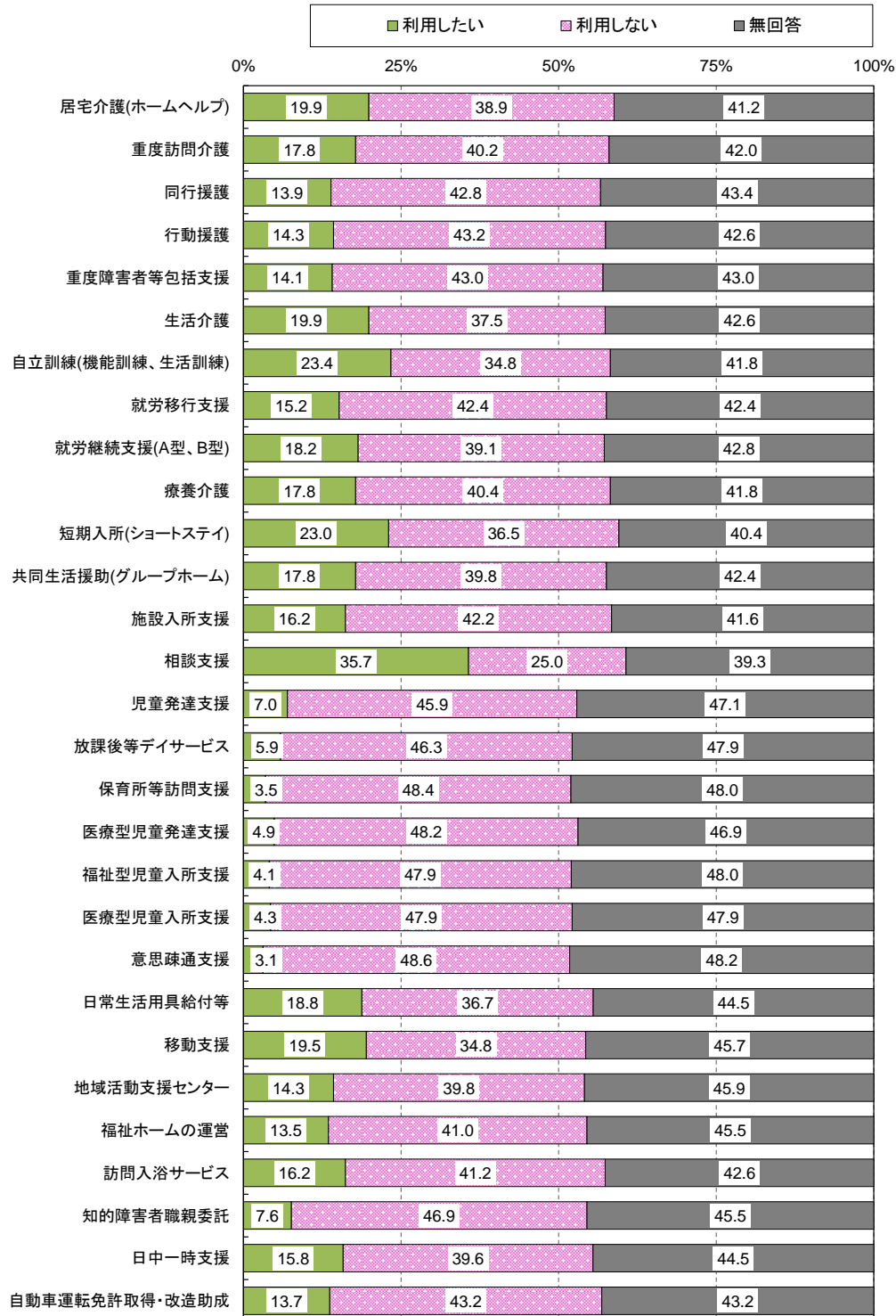


(回答者:512人)

⑪ 今後利用したいサービス

サービスの利用意向は、「相談支援」が35.7%で最も多く、以下「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(23.4%)、「短期入所(ショートステイ)」(23.0%)などと続いています。

■ 今後利用したいサービス



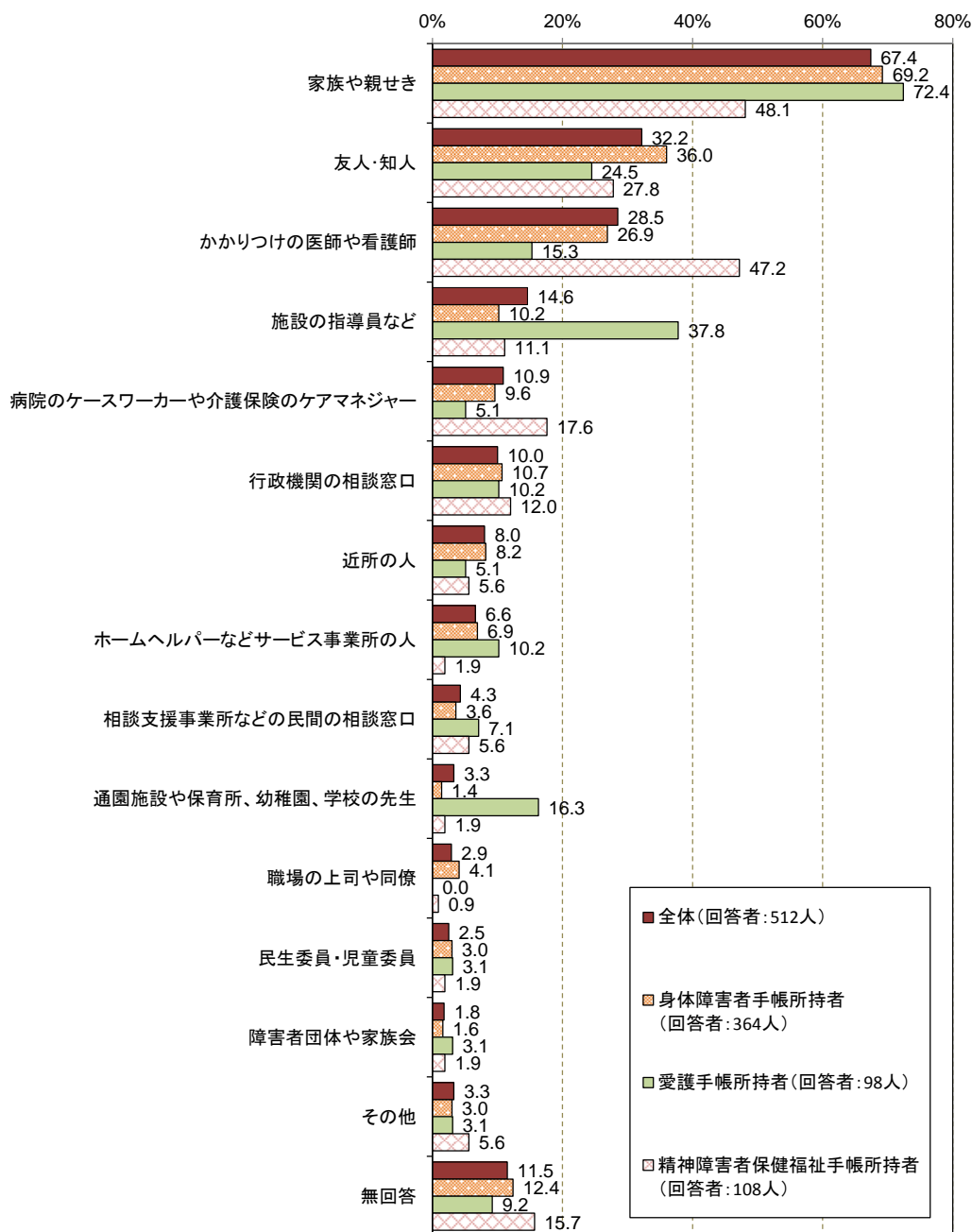
(回答者:512人)

⑫ 悩み等の相談相手について

悩み等の相談相手については、全体では「家族や親せき」が67.4%で最も多く、以下「友人・知人」(32.2%)、「かかりつけの医師や看護師」(28.5%)などと続いています。

障害別にみると、どの手帳所持者でも「家族や親せき」が最も多いが、精神障害者保健福祉手帳所持者については「かかりつけの医師や看護師」もほぼ同率で上位となっています。

■ 悩み等の相談相手について

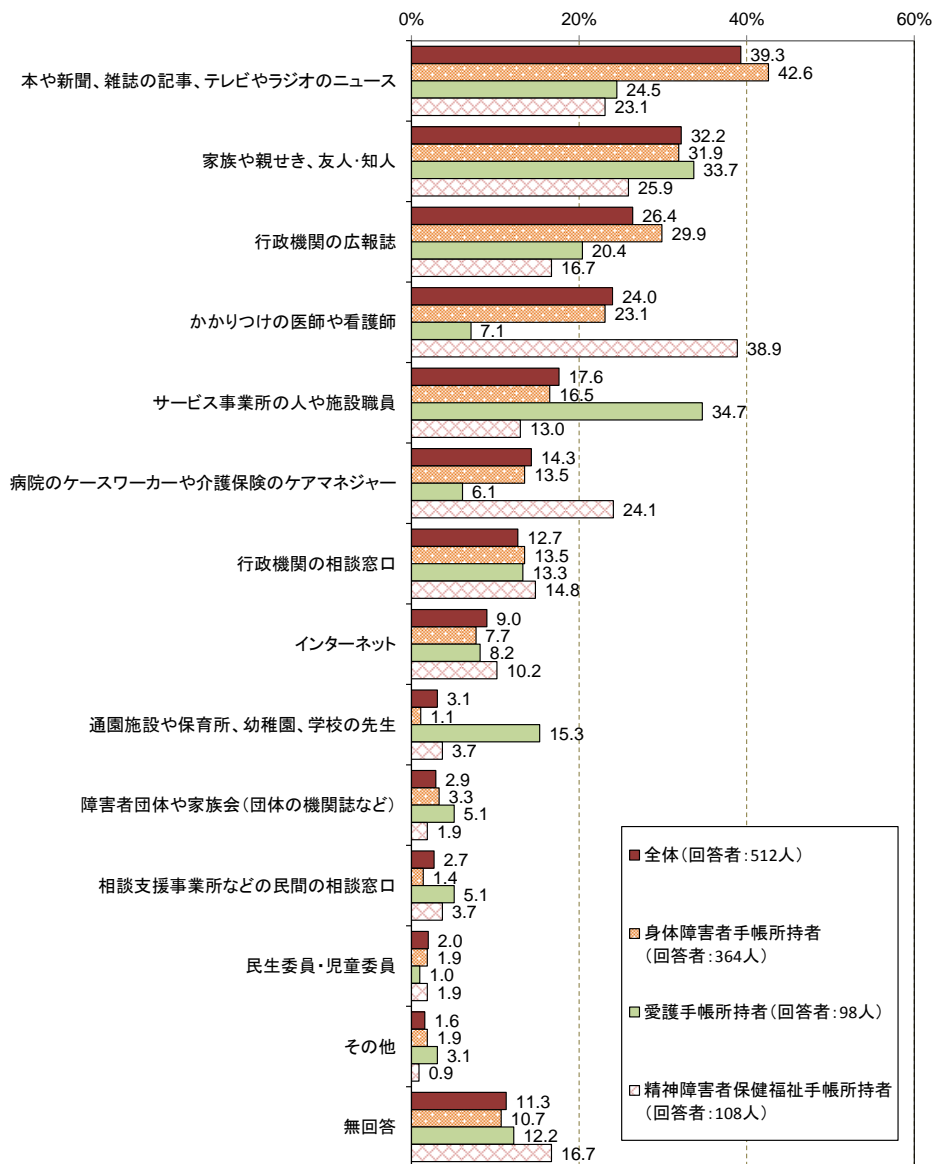


⑬ 障害・福祉サービスについての情報の入手先

情報の入手先については、全体では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 39.3%で最も多く、以下「家族や親せき、友人・知人」(32.2%)、「行政機関の広報誌」(26.4%)などと続いています。

障害別にみると、身体障害者手帳所持者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、愛護手帳所持者では「サービス事業所の人や施設職員」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけの医師や看護師」が最も多く、障害によって違いが見られます。

■ 障害・福祉サービスについての情報の入手先

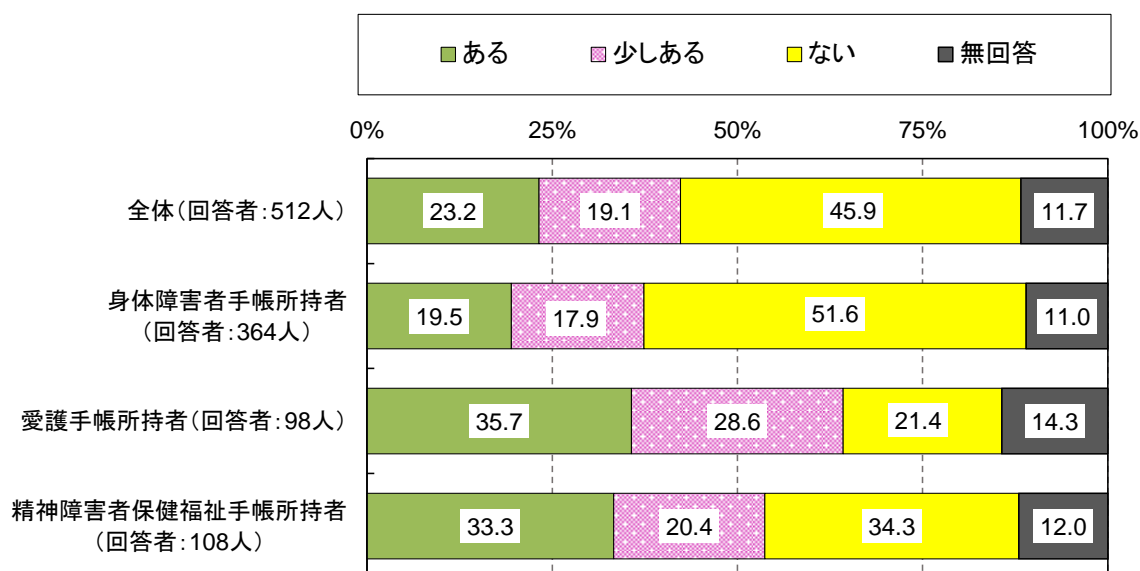


⑭ 差別や偏見について

障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかでは、全体では23.2%が「ある」、19.1%が「少しある」で、42.3%がある（「ある」と「少しある」の合計）と回答しています。

障害別にある（「ある」と「少しある」の合計）という回答についてみると、身体障害者手帳所持者は37.4%、愛護手帳所持者では64.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では53.7%となり、愛護手帳所持者の割合が最も高くなっています。

■ 差別や偏見について

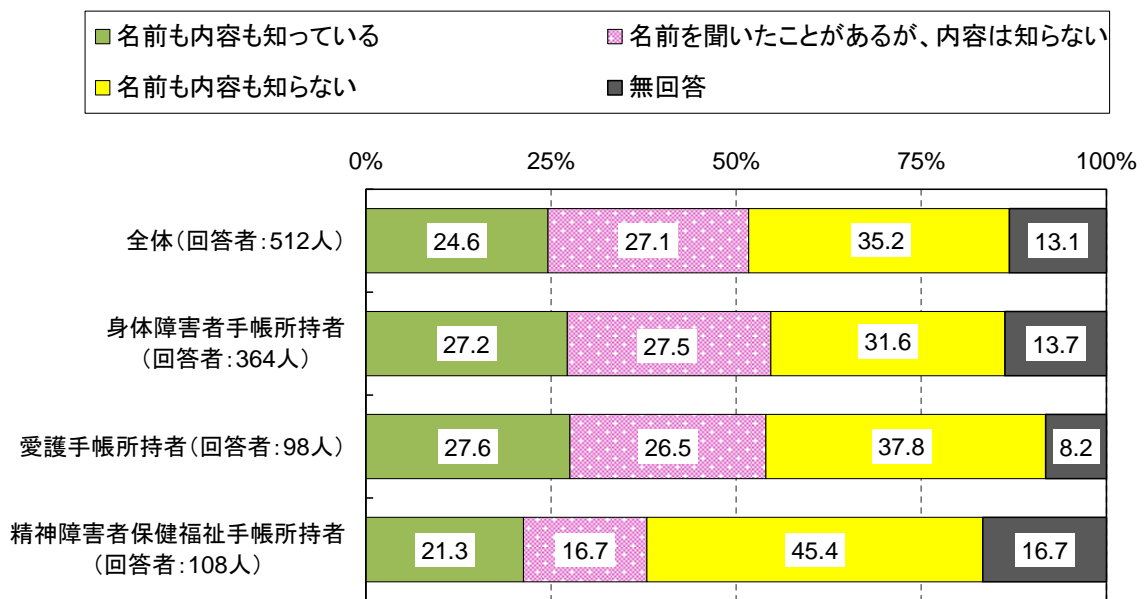


⑮ 成年後見制度について

成年後見制度の認知度は、全体では「名前も内容も知らない」(35.2%)、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(27.1%)で合わせると6割以上が知らないと回答しています。

障害別にみると、どの手帳所持者とも「名前も内容も知らない」が最も多いが、精神障害者保健福祉手帳所持者では45.4%と他の手帳所持者よりも回答割合が高くなっています。

■ 成年後見制度について

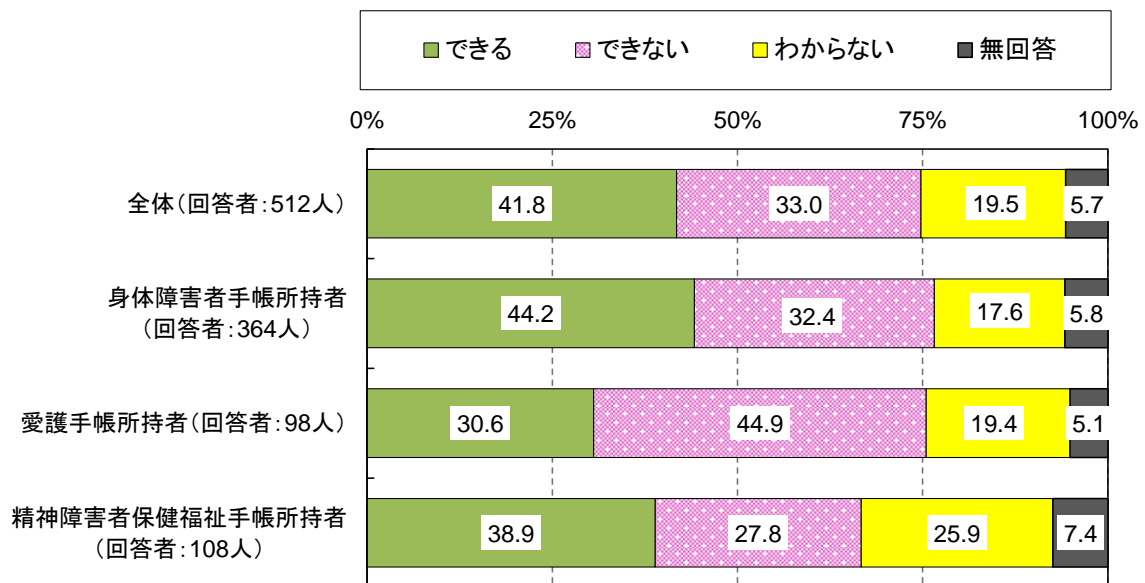


⑩ 災害時の避難について

災害時に一人で避難できるかでは、全体では41.8%が「できる」、33.0%が「できない」と回答しています。

障害別にみると、身体障害者手帳所持者では44.2%、愛護手帳所持者では30.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者では38.9%が「できる」と回答しており、愛護手帳所持者の回答割合が低くなっています。

■ 災害時の避難について

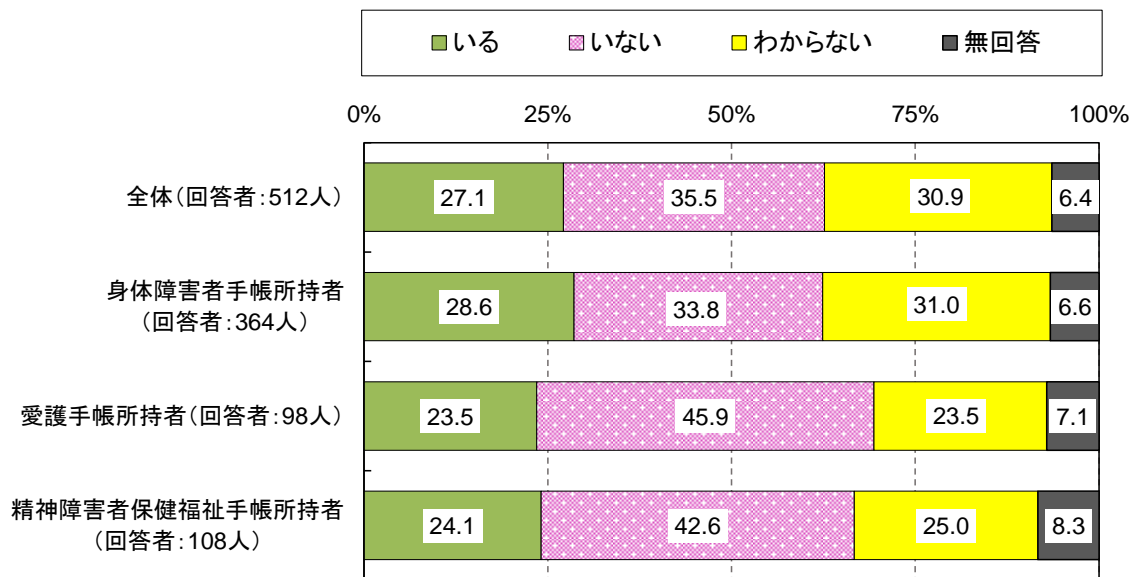


⑰ 緊急時に助けてくれる人

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるか尋ねると、全体では 27.1%が「いる」、35.5%が「いない」と回答しています。

障害別にみると、愛護手帳所持者で「いない」が 45.9%と若干多くなっています。

■ 緊急時に助けてくれる人

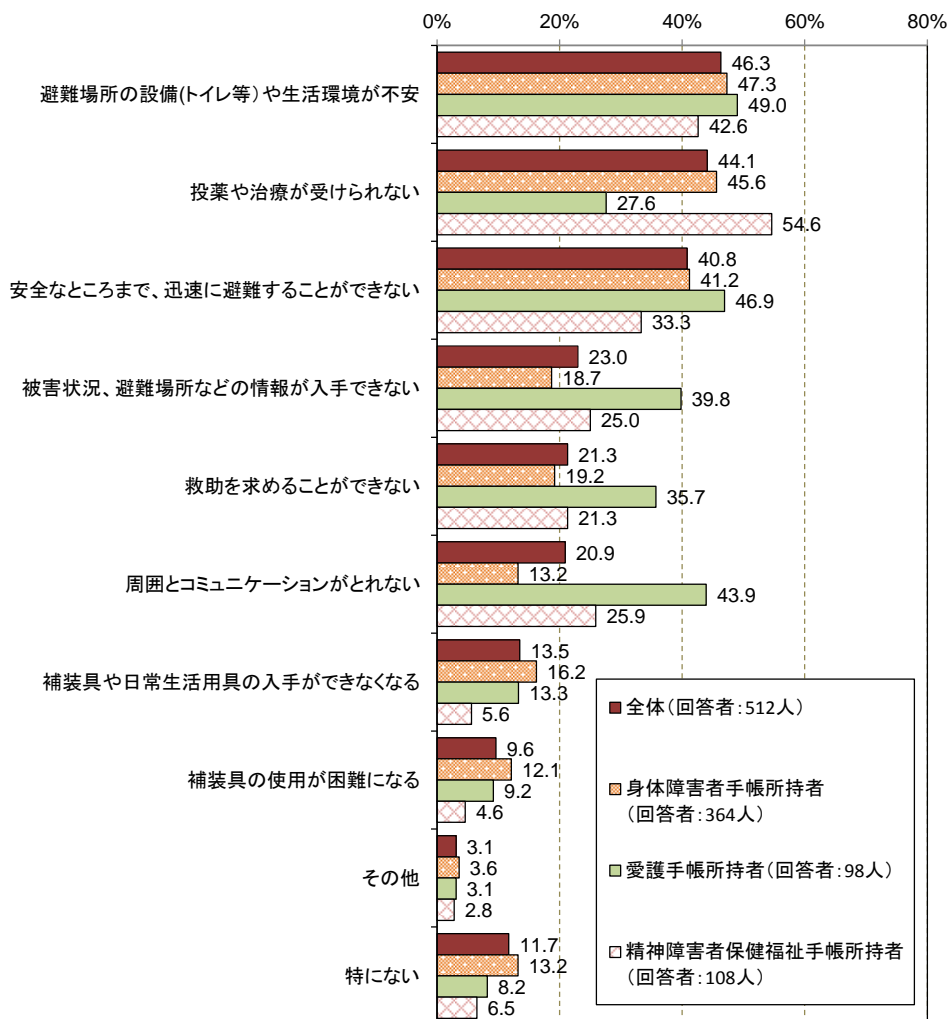


⑩ 災害時の不安

災害時に困ることは、全体では「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が46.3%で最も多く、以下「投薬や治療が受けられない」(44.1%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(40.8%)などと続いています。

障害別にみると、身体障害者手帳所持者と愛護手帳所持者は、全体と同様「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が最も多いが、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「投薬や治療が受けられない」が最も多くなっている。また、愛護手帳所持者においては、全体で4～6番目に多い「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」、「救助を求めることができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」も4割前後の回答があり、災害時における不安が大きいことが見受けられます。

■ 緊急時に助けてくれる人



(3) 調査結果のまとめ

- 日常生活について「全部介助が必要」の割合が比較的高かったのは「お金の管理」、「薬の管理」、「外出」となっている。
- 主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟」、「配偶者（夫または妻）」、「ホームヘルパーや施設の職員」が多い。
- 暮らしている場所は、7割以上が家族と暮らしており、一人暮らしという回答は約1割程度となっている。
- 将来の生活については、約半数が「今のまま生活したい」と現状維持を希望する回答が多かった。
- 地域で生活するための支援については、7割近くが「経済的な負担の軽減」と回答し、経済面の支援を求める声が多い。
- 外出の状況は、毎週外出している人が7割以上いるものの、「めったに外出しない」や「まったく外出しない」という回答も23.7%あり、引きこもりや寝たきりにつながることもあることから、家庭訪問など状況把握が必要となる。
- 外出のときに、不便に感じることでは「公共交通機関が少ない（ない）」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出にお金がかかる」が比較的多く、交通機関の充実、バリアフリー化、金銭的な支援が求められている。また、障害者別では、精神障害者に「人の目が気になる」という回答が多い。
- 日中の過ごし方は、「自宅で過ごしている」が多いが、知的障害者では「福祉施設、作業所等に通っている」、「特別支援学校（小中高等部）」という回答が多く、精神障害者では「入所している施設や病院等で過ごしている」も多い。
- 就労意向では、4割以上が就労したいと回答しており、知的障害者では6割以上に就労意向がある。
- 職業訓練については、46.1%が「受けたい」と回答している。
- 障害者の就労支援で必要なことは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「通勤手段の確保」、「短期間勤務や勤務日数等の配慮」などが挙げられており、事業主への働きかけが重要となる。
- サービスの利用状況は、「相談支援」、「日常生活用具給付等」、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が比較的多い。また、サービスの利用意向では、「相談支援」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「短期入所（ショートステイ）」、「居宅介護（ホームヘルプ）」が比較的多い回答となっており、サービスを必要とする方がもれなく利用できるよう、サービスの供給状況を含め現状把握を行い、必要であれば、サービス提供体制の充実が必要です。
- 相談相手は、6割以上が「家族や親せき」を挙げている。また、知的障害者では「施設の指導員など」、精神障害者では「かかりつけの医師や看護師」も多い。

- 障害や福祉サービスの情報の入手先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」、「行政機関の広報誌」などが多く挙げられている。また、障害別では、知的障害者では「サービス事業所の人や施設職員」、精神障害者では「かかりつけの医師や看護師」が多くなっている。
- 障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについて、4割以上が「ある」と回答しており、知的障害者においては6割以上が「ある」と回答している。また、具体的にどのような場面だったかでは、「外出先」、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」、「病院などの医療機関」という回答が多い。また、「学校・仕事場」では特に知的障害者の割合が高くなっている。
- 成年後見制度についての認知度は、「名前も内容も知っている」という割合は2割程度となっている。特に精神障害者では、「名前も内容も知らない」が4割以上と高く、必要な時に使えるよう制度の周知が必要となる。
- 災害時に一人で避難できるかは、「できる」が42.0%、「できない」が32.7%となっている。
- 近所に助けてくれる人がいるかでは、「いる」が27.0%、「いない」が35.9%となっており、緊急時の避難体制の確立が求められる。
- 災害時の不安なことは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」などが挙げられており、避難先で十分な支援が受けられるかどうかの不安がみられる。また、知的障害者では、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」という回答も比較的多かった。

● 第3章 ●

成果目標に関する事項

第3章 成果目標に関する事項

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第3期障害福祉計画では、平成17年10月時点の施設入所者から平成26年度末までの地域生活への移行者を6人としています。

平成25年末の地域生活への移行者は4人となっており、目標に対する達成率は、66.7%となっています。

本計画期間において、国が示した基本計画では、「福祉施設入所者の地域生活移行」について、「平成25年度末時点の施設入所者の4%以上削減すること」と、「平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本市では、入所者数の削減目標を3人、入所から地域生活に移行する人数の目標を9人と設定します。

■福祉施設入所者の地域生活移行

| 項目 | 数値目標 | 備考 |
|----------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 計画当初時点の入所者数 | 76人 | 平成17年10月時点 |
| 平成25年度末現在の入所者数（A） | 72人 | 平成25年度末時点 |
| 計画目標年度の入所者数（B） | 69人 | 平成29年度末時点 |
| 入所者数の削減目標 | 3人 (4.2%) | A－Bの人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き。 (国の目標割合は4%以上) |
| 計画期間内に 入所から地域生活に移行する 人数の目標 | 9人 (12.5%) | 平成25年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。 (国の目標割合は12%以上) |

2 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

第3期障害福祉計画では、平成26年度の福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数を2人としています。

本計画期間において、国の指針では、「福祉施設から一般就労への移行」について、「就労移行支援事業」を導入することなどにより、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成29年度時点には平成24年度時点の2倍以上になること」を目標として設定しています。

本市では、平成29年度単年度において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」を2人と設定します。

■福祉施設から一般就労への移行

| 項目 | 数値目標 | 備考 |
|-------------------|------|---------------------------|
| 計画当初時の年間の一般就労移行者数 | 0人 | 平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数 |
| 平成24年度の年間一般就労移行者数 | 0人 | 平成24年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数 |
| 目標年度の年間一般就労移行者数 | 2人 | 平成29年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数 |

(2) 就労移行支援事業利用者及び就労移行支援事業者

本計画期間において、国では、「就労移行支援事業の利用者数」について、「就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加」、「就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上」を目標として設定しています。

本市では、平成 29 年度単年度において、「就労移行支援事業利用者数」を 18 人と設定します。また、就労移行支援事業所が就労移行率 3 割以上を達成する事業者割合を全就労移行事業所中 50%以上とすることを目標として設定します。

■ 就労移行支援事業利用者及び就労移行支援事業者

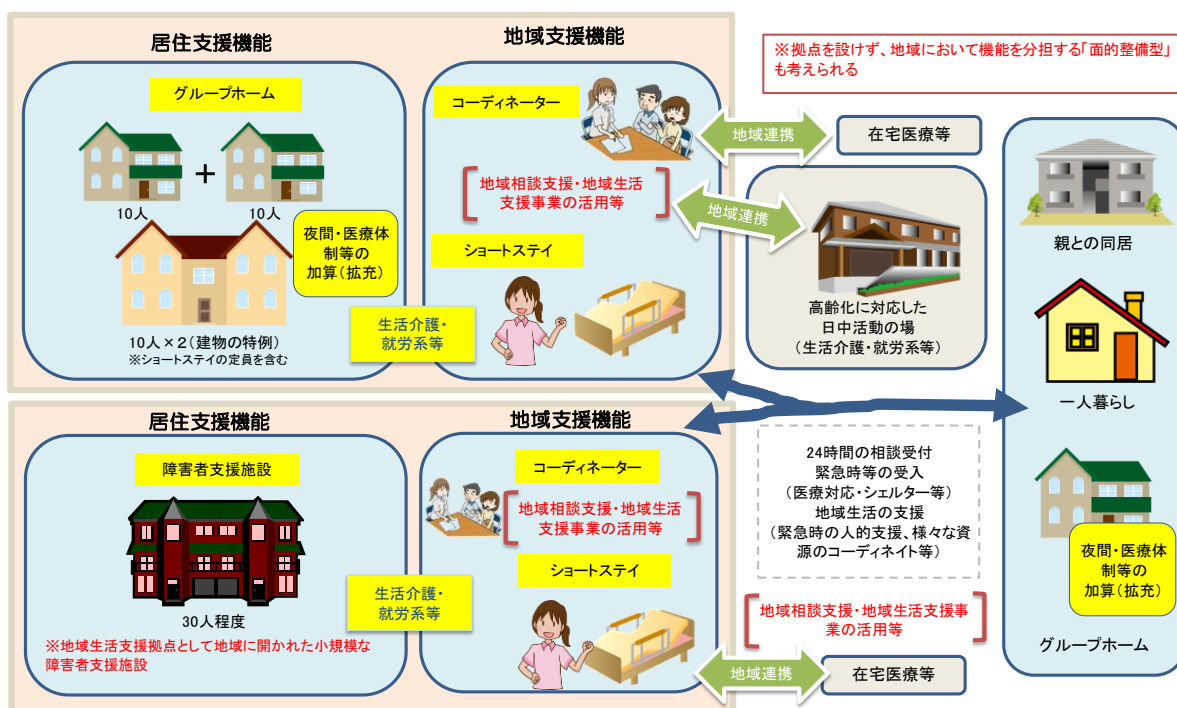
| 項目 | 数値目標 | 備考 |
|--------------------------|---------------|-----------------------------------------------------|
| 平成 25 年度の年間就労移行支援事業の利用者数 | 11 人 | 平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者数 |
| 平成 29 年度の年間就労移行支援事業の利用者数 | 18 人 (61%) | 平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数 (国の目標割合は 60% 以上) |
| 就労移行支援事業者数 | 50% 以上 | 平成 29 年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 |

3 障害者の地域生活の支援

国の指針では、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点について、平成29年度末までに、整備することを求めています。

本市では、本計画期間中に、地域生活支援拠点の整備を検討します。

■ 地域生活支援推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）



4 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の指針により、三沢市においても、精神科病院へ入院の方が、なるべく短期間で地域生活へ移れるよう、三沢市障害者支援協議会等の機関を十分に機能させ、地域の資源整備や支援に携わる機関等の連携強化に努めます。

● 第4章 ●

サービス事業量の見込み

第4章 サービス事業量の見込み

●サービス全般の事業量の見込みにおける考え方●

計画期間の各年度における障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の見込みについては、これまでの利用実績のほか、国が示した基本指針等を踏まえ、これを基礎データとして本市の障害者を取り巻く状況等を勘案しながら見込んでいます。

1 自立支援給付の事業量の見込みにおける考え方

サービス利用を希望する方が、必要とするサービスを自ら主体的に選択することができるよう、助言や情報提供等の支援に努めるとともに、民間事業者の参入および事業拡大を促進し、質量ともに充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

(1) 訪問系サービス

障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するとともに、3障害対応のサービス利用の確保に努めます。

【サービスの内容】

| 名称 | 内容 |
|----------------|----------------------------------------------------------------|
| 居宅介護 | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的にを行います。 |
| 行動援護 | 知的障害や精神障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行うサービス。 |
| 同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 重度障害者等 包括支援 | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。 |

【アンケート結果より】

- ◆日常生活動作の問いについての回答において「全部介助の必要」の比率が高かった金銭管理・投薬管理・外出に配慮したサービス提供に心がけるようにします。

【サービス見込量】

(上段：実利用者数・人/月、下段：サービス量・時間/月)

| 名称 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 居宅介護 重度訪問介護 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援 | 750 | 750 | 750 | 750 |
| 事業量の見込みの考え方 | サービスの見込量は、平成 26 年度並で推移すると思われるが、重度訪問介護に関しては、利用頻度によって多少の増減があると考えます。 | | | |

(2) 日中活動系サービス

施設利用者の意向を尊重しつつ、利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進します。

【サービスの内容】

| 名称 | 内容 |
|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 生活介護 | 常に介護が必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 (A型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働き場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(雇成型) |
| 就労継続支援 (B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働き場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(非雇成型) |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常の世話をを行います。 |
| 短期入所 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

【アンケート結果より】

- ◆障害者の就労支援で必要なことは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」との回答が最も多いことから、就労機会の拡充に向け、ハローワーク、企業、関係各課などと連携しながら、就労支援の強化に努めていきます。また、養護学校高等部の現場実習先開拓支援のため、各事業所を訪問した際に、障害者就労への理解促進が図られるよう啓蒙活動を行います。
- ◆日中の過ごし方の問いでは「自宅で過ごしている」との回答が最も多い反面、就労意欲や訓練を受けたい方の比率が高いことから、相談支援や家庭訪問等で、よりニーズを適切に把握するように努めます。

【サービス見込量】

(上段：実利用者数・人/月、下段：サービス量・日/月)

| 名称 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------|---------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 生活介護 | 95 | 95 | 95 | 95 |
| | 1,900 | 1,900 | 1,900 | 1,900 |
| 事業量の見込みの考え方 | 施設入所者が地域移行できたとしても、通所により利用が継続されると予想されるので、平成 26 年度並で推移すると思われます。 | | | |
| 自立訓練 (機能訓練) | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 事業量の見込みの考え方 | 平成 26 年度並で推移すると思われます。 | | | |
| 自立訓練 (生活訓練) | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 280 | 280 | 280 | 280 |
| 事業量の見込みの考え方 | 平成 26 年度並で推移すると思われます。 | | | |
| 就労移行支援 | 15 | 18 | 18 | 18 |
| | 300 | 360 | 360 | 360 |
| 事業量の見込みの考え方 | 緩やかな増加が見込まれます。 | | | |
| 就労継続支援 (A 型) | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 事業量の見込みの考え方 | 就労移行支援・養護学校新卒者等数名の利用が考えられるので、多少の増加が見込まれます。 | | | |
| 就労継続支援 (B 型) | 90 | 95 | 100 | 105 |
| | 1,800 | 1,900 | 2,000 | 2,100 |
| 事業量の見込みの考え方 | 相談事業所及び担当課のニーズ掘り起しにより、毎年増加傾向で推移すると予想されます。 | | | |

【サービス見込量】

(実利用者数・人/月)

| 名称 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|-----------------------|-----------|----------|----------|
| 療養介護 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 事業量の見込みの考え方 | 平成 26 年度並で推移すると思われます。 | | | |
| 短期入所 | 30 | 福祉型 25 | 25 | 25 |
| | | 医療型 5 | 5 | 5 |
| 事業量の見込みの考え方 | 平成 26 年度並で推移すると思われます。 | | | |

(3) 居住系サービス

施設入所支援については、必要な方が利用できるよう生活の場の確保に努めます。また、共同生活援助（グループホーム）が地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することについて地域へ周知しながら、既存資源の有効活用を図りつつ、サービス量の確保に努めます。

【サービスの内容】

| 名称 | 内容 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をするとともに、必要に応じ共同の場所での入浴や排せつ、食事の介護などが受けられるサービスです。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをするサービスです。 |

【アンケート結果より】

- ◆施設入所者や入院している方に地域移行に必要な支援を伺ったところ、「住宅サービスの適切な利用」を希望する声が多かったことから、共同援助等のサービスの充実を図り、地域移行がしやすい環境整備に努める必要があります。

【サービス見込量】

(実利用者数・人/月)

| 名称 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|-----------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 共同生活援助 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 事業量の見込みの考え方 | 計画年度において、平成 26 年度並で推移すると思われ ます。 | | | |
| 施設入所支援 | 72 | 71 | 70 | 69 |
| 事業量の見込みの考え方 | 平成 29 年度までに、成果目標に近づけるよう徐々に地 域移行を進めたいと考えます。 | | | |

(4) 相談支援

利用者一人ひとりに寄り添い、将来を見据えた、きめ細やかな計画相談支援を心掛ける必要があります。

【サービスの内容】

| 名称 | 内容 |
|--------|---------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している人に対し、地域生活に移行するための支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅で一人暮らしをしている人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談等の支援を行います。 |

【アンケート結果より】

- ◆障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している方で、将来地域で生活したいと回答された方が、全体の3割以上おられるので、地域移行支援や地域定着支援の果たす役割がより重要となると同時に、他のサービスについても、更なる充実が必要となると考えます。

【サービス見込量】

(実利用者数・人/月)

| 名称 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|-------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| 計画相談支援 | 70 | 100 | 100 | 100 |
| 事業量の見込みの考え方 | 継続の方を含めると、毎年100人程度で推移すると考えます。 | | | |
| 地域移行支援 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 事業量の見込みの考え方 | 地域移行支援・地域定着支援サービスに伴い、他のサービス利用が新たに発生することが考えられます。 | | | |

2 地域生活支援事業の事業量の見込みにおける考え方

地域生活支援事業は現行のサービスに基づく実施を基本とし、今後も現在のサービス提供体制を確保するとともに、地域生活や社会参加の観点から、サービスの種類や内容の情報提供を行い、また、利用者のニーズを把握しながら提供体制の充実に努めます。

【サービスの内容】

| 名称 | | 内容 |
|------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理解促進・ 研修啓発事業 | | 障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。 |
| 自発的活動支援事業 | | 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。 |
| 相談 支援 事業 | 障害者 相談支援事業 | 障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。 |
| | 基幹相談支援 センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに相談等の業務を総合的に行います。 |
| | 市町村相談支援 機能強化事業 | 市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置します。 |
| | 住居入所等 支援事業 | 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。 |
| 成年後見制度 利用支援事業 | | 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。 |

| 名称 | | 内容 |
|----------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度 法人後見支援事業 | | 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。 |
| 意思疎通 支援事業 | 手話通訳者・要約 筆記者派遣事業 | 障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。 |
| | 手話通訳者 設置事業 | 障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者の設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。 |
| 日常生活用具等 給付事業 | | 障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。 |
| 手話奉仕員 養成研修事業 | | 手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。 |
| 移動支援事業 | | 屋内での移動が困難な障害のある人にガイドヘルパーを派遣し、社会参加のための外出を支援します。 |
| 地域活動支援 センター事業 | | 障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、各種交流活動への参加支援などを展開します。 |
| 福祉ホーム事業 | | 障害者のある人に対し、低額な料金で居宅その他の設備を利用させるとともに日常生活に必要な便宜を供与する施設を提供します。 |
| 訪問入浴サービス 事業 | | 訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の保持、心身機能の維持等を図ります。 |
| 知的障害者 職親委託制度 | | 知的障害者に対し、事業経営者等の私人の元で生活指導及び技能習得訓練等を行わせることで、就職に必要な能力を養うとともに、雇用の促進と職場における定着を図ります。 |
| 日中一時支援事業 | | 見守り等の支援が必要な障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。 |
| 自動車運転免許取得 ・改造助成事業 | | 障害者が自動車運転免許を取得する場合または自動車の改造を要する場合にその経費を助成します。 |

【アンケート結果より】

- ◆「障害があることで差別やいやな思いをしたことがある」との問いに対しての割合が全体の半数ほどの割合となっていることから、理解促進・研修啓発事業は、より有効な形で実施継続したいと考えています。
- ◆「成年後見制度についてご存知ですか。」との問いに対しての認知度は、全体の2割程度ということであったので、有効な手段を考え、制度の周知を図る必要があると考えます。
- ◆現在利用しているサービスにおいても、今後利用したいサービスにおいても、相談支援事業の割合が最も高くなっていることから、さらなる事業の充実を目指していかねばならないと考えます。

【サービス見込量】

| 名称 | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 理解促進・研修啓発事業 (実施の有無) | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 平成 25 年度・26 年度とシンポジウム・講演会等の事業を実施してきましたが、27 年度以降に関しては、他の方法も検討して行きます。 | | | |
| 自発的活動支援事業 (実施の有無) | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 自発的に障害者の支援を実施している団体に対し補助金を交付することで、事業実施したいと考えます。 | | | |
| 相談支援事業 | 障害者相談支援事業 (実施見込箇所数) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 計画期間は、現状維持で考えます。 | | | |
| | 基幹相談支援センター (設置の有無) | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 計画期間は、現状維持で考えます。 | | | |
| | 市町村相談支援機能強化事業 (実施検討の有無) | 各年 検討 | 各年 検討 | 各年 検討 | 各年 検討 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 計画期間内で検討します。 | | | |
| | 住宅入居等支援事業 (実施の有無) | 必要性を検討 | 必要性を検討 | 必要性を検討 | 必要性を検討 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 計画期間で、検討します。 | | | |

| 名称 | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 成年後見制度利用支援事業 (実利用者数) | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 毎年度、1人程度の利用があると推測されます。 | | | |
| 成年後見制 度法人後見 支援事業 | (実施見込 箇所数) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | (実利用者 見込数) | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 現状での実績はないが、今後何件かの利用が推測されます。 | | | |
| 意志疎 通支 援事 業 | 手話通訳者要約 筆記者派遣事業 (実見込み利用件数) | 8 | 6 | 6 | 6 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 計画期間は、過去3年間の実績を基に見込値を算出した件数で推移すると思われれます。 | | | |
| | 手話通訳者設置事業 (実設置見込み者数) | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 2名の設置を継続したいと考えます。 | | | |
| 日 常 生 活 用 具 給 付 等 給 付 事 業 | 介護・訓練支援用具 (給付見込み件数) | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 平成26年度並みの給付で、推移すると考えます。 | | | |
| | 自立生活支援用具 (給付見込み件数) | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 平成26年度並みの給付で、推移する考えます。 | | | |
| | 住宅療養等支援用具 (給付見込み件数) | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 平成26年度並みの給付で、推移する考えます。 | | | |
| | 情報・意志疎通 支援用具 (給付見込み件数) | 7 | 7 | 8 | 9 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 緩やかな増加となると考えます。 | | | |
| | 排泄管理支援用具 (給付見込み件数) | 900 | 950 | 1000 | 1050 |
| | 事業量の見込みの考え方 | 三沢市第3期障害福祉計画期間の実績件数を勘案すると、給付対象者は、年々増加傾向で推移する考えます。 | | | |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修) (給付見込み件数) | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 事業量の見込みの考え方 | 平成26年度並みの給付で、推移する考えます。 | | | | |

| 名称 | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------------------------|----------------|-------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 手話奉仕員養成研修事業 (養成修了見込み者数) | | 11 | 15 | 15 | 15 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 計画期間は、過去 3 年間の実績を基に見込値を算出した件数で推移すると思われま | | | |
| 移動支援 事業 | 実利用 見込み者数 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 延べ利用見込 み時間数 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 計画期間において、平成 26 年度並みの給付で、推移すると思 | | | |
| 地域 活動支援 センター | 三沢市 設置箇所分 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 他市町村 設置箇所分 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 利用者との信頼関係から他市町村分の地域活動支援センターを利用するケースは、ある程度継続すると思 | | | |
| 福祉ホーム (実利用見込み者数) | | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 計画期間で増加が見込まれま | | | |
| 訪問入浴サービス (実利用見込み者数) | | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 計画期間において、平成 26 年度並みの給付で、推移すると思 | | | |
| 知的障害者職親委託制度 (実利用見込み者数) | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 計画期間において、平成 26 年度並みの給付で、推移すると思 | | | |
| 日中一時支援事業 (実利用見込み者数) | | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 計画期間において、平成 26 年度並みの給付で、推移すると思 | | | |
| 自動車免許取得 改造助成事業 (年間利用見込み件数) | | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 事業量の見込みの考え方 | | 計画期間において、平成 26 年度並みの給付で、推移すると思 | | | |

3 障害児支援（児童福祉法関連）

障害児支援については、「子ども・子育て支援法」に基づく、「三沢市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図り、教育・保育等の利用状況を踏まえながら、今後も現在のサービス提供体制を確保するとともに、乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の確保に努めます。

【サービスの内容】

| 名称 | 内容 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援 | 身近な地域で支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用の促進を図ります。 |
| 医療型児童発達支援 | 上肢、下肢または体幹の機能の障害（肢体不自由）のある児童に対し、医療機関の設備を有した医療型児童発達支援センターや指定医療機関で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。 |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対して、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。 |

【アンケート結果より】

- ◆放課後児童デイサービスは、徐々に利用が増加すると見込まれることから、利用資源確保を考えて行く必要があると思われます。

【サービス見込量】

(上段：実利用者数・人/月、下段：サービス量・日/月)

| 名称 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|------------------------------------|----------|----------|----------|
| 児童発達支援 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | 220 | 220 | 220 | 220 |
| 事業量の見込みの考え方 | 計画期間において、平成 26 年度並みの給付で、推移すると考えます。 | | | |
| 放課後等デイサービス | 38 | 38 | 38 | 38 |
| | 580 | 580 | 580 | 580 |
| 事業量の見込みの考え方 | 計画期間において、平成 26 年度並みの給付で、推移すると考えます。 | | | |
| 保育所等訪問支援 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 事業量の見込みの考え方 | 計画期間において、平成 26 年度並みの給付で、推移すると考えます。 | | | |
| 医療型児童発達支援 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 事業量の見込みの考え方 | 計画期間において、平成 26 年度並みの給付で、推移すると考えます。 | | | |

【サービス見込量】

(実利用者数・人/月)

| 名称 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|-------------------|----------|----------|----------|
| 障害児相談支援 | 58 | 60 | 65 | 70 |
| 事業量の見込みの考え方 | 徐々に増加で、推移すると考えます。 | | | |

● 第5章 ●

円滑な推進に向けた方策

1 適正な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、市からの「障害支援区分の認定」を受けることが障害者総合支援法に定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、障害者や家族などへの周知に努めるとともに、必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員の知識向上を図り、正確・公平な認定と、障害者のニーズに応じた支給決定に努めます。

2 人材の育成・確保およびサービスの質の向上

計画の円滑な推進にあたっては、サービスを担う従事者の育成・確保と質の高いサービス提供が欠かせません。

特に相談支援事業所の確保やその人材における役割は重要なものとなっています。

本市は、障害のある人に関わる専門従事者の専門性の向上を図るとともに、サービスの質の向上に向け、困難事例の解決に向けた体制づくりを強化し推進します。

また障害者相談員を配置し、行き届いたサービスの提供に努めます。

3 実施状況の点検と進行管理

この計画の推進にあたっては、「三沢市障害者支援協議会」において、計画に基づく各施設や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、三沢市障害者支援協議会等へ定期的に報告するとともに、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

■ 障害福祉計画におけるPDCAサイクル

